

設置の趣旨等を記載した書類（目次）

ア. 設置の趣旨及び必要性	2
イ. 学部・学科等の特色	13
ウ. 課程構想	17
エ. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	17
オ. 教育課程の編成の考え方及び特色	17
カ. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	29
キ. 基礎となる学部（又は修士課程）との関係	38
ク. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	40
ケ. 実習の具体的計画	42
コ. 取得可能な資格	56
サ. 入学者選抜の概要	57
シ. 教員組織の編制の考え方及び特色	60
ス. 施設・設備等の整備計画	65
セ. 管理運営	69
ソ. 自己点検・評価	70
タ. 情報の公表	73
チ. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	80

ア. 設置の趣旨及び必要性

1. 設置の基本方針

1-1 大手前大学大学院国際看護学研究科設置までの経緯

大手前大学は、建学の精神である“STUDY FOR LIFE(生涯にわたる、人生のための学び)”に基づき、豊かな教養と専門的学術、旺盛な自己開発精神、優れた国際感覚および問題解決能力を備えた人材を育成し、地域の教育・研究および生涯学習の中心として、地域社会・国際社会に貢献することを目的としている。創設者である藤井健造が第二次大戦の終戦直後の昭和 21 (1946) 年に「国を蘇生させるのは女性であり、女性の活力を正しく導くことが先決である」との考えから、女子教育の志を掲げて大阪大手前キャンパスに大手前ビジネスカレッジ(のちに大手前文化学院に改称)を設立して以来、大手前女子短期大学、大手前女子大学、大手前大学へと移行し、平成 30 (2018) 年には、人々の食と健康の向上に寄与するため健康栄養学部を開設して管理栄養士の養成に尽力してきた。

大手前大学が位置する大阪府は日本人、定住・在留外国人(以下、定住外国人)、訪日外国人等の多様な人々が共生するグローバル社会である。また、平成 18 (2006) 年の「観光立国推進基本法」の成立を受けて急増する訪日外国人や定住外国人、および在外日本人に対する医療や看護の提供が急務であった。このようなグローバル社会への看護学教育の対応として、平成 23 (2011) 年の「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会最終報告」では、あらゆる健康レベルの利用者のニーズに対応できる応用力のある国際性豊かな人材養成の必要性が明示された。さらに、平成 29 (2017) 年の「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」(大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会)では、「国際社会・多様な文化における看護職の役割」として、グローバル化により増加する定住外国人に対する看護実践や、国境を越えた看護実践の学びが提示された。加えて、平成 23 (2011) 年のグローバル人材育成推進会議の「グローバル人材育成推進会議中間のまとめ」では、グローバル人材育成教育に求められる項目として、相互理解力、価値創造力、社会貢献意識などが記載され、グローバル人材を構成する 3つの要素として、①言語力、②主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感、③異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティが明示された。

これらの方針を受けて、大手前大学は大手前大学の教育理念のもとで、「看護実践の基礎となる専門知識の修得を核として、グローバルコミュニケーション能力を育成し、個人の人

権を尊重しながら、多様な文化的背景や複雑多岐にわたる価値観や生き方、及び人々が暮らす地域の特性を理解、受容し、看護の専門職として高潔な倫理観と使命感を持ち、変容する国際社会において、個人・集団・地域が求める健康支援や看護活動が主体的に実践できる」人材の養成を行うこととした。そして、国際看護学を「個人・集団・地域がもつ異なる文化や多様性を理解・尊重し、それぞれがもつ文化に考慮した看護実践の学問」と定義づけ、この定義に従った看護が実践できるグローバル人材育成を目的に、平成 31（2019）年に日本初となる国際看護学部看護学科を開設した。学部教育の到達目標は、①地球全体を人々が暮らす多様な地域と捉える視点の涵養、②日本を含むそれぞれの国に見られる健康課題や医療・保健・看護の特性に関する知識の修得、③外国語および非言語コミュニケーションを活用するグローバルコミュニケーション能力の修得、④多様な人々の営みを理解、受容し、複雑多岐にわたる個人の価値観や生き方を尊重した看護実践能力の涵養である。また、本学部設置の趣旨に沿って、国際看護学部の英語表記は、従来の二国間や国際間という意味合いが強い International Nursing ではなく、地球を多様な地域と捉え、そこに暮らす様々な人々への看護を提供する意味で Global Nursing を用いることとした。令和 5（2023）年 3 月には一期生が卒業する予定であり、本学部の卒業生が多様性へのまなざしをもち、人々のニーズに沿った看護や医療の提供に貢献できることを期待している。

しかしその一方で、急速に変化するグローバル社会の中で、多様性のある個人・集団・地域を対象にした看護実践を提供するためには、対象がもつ文化によって醸成された価値観や行動規範を基盤としたミクロの視点による異文化理解を考慮した看護実践だけでは不十分であり、対象を取り巻く文化的、社会的、環境的要因を洞察し、健康問題に影響を与えている諸要因を明らかにしようとするマクロな視点からの研究的思考が必要である。そのためには、大手前大学が定義する国際看護学を基盤として、保健医療領域にとどまらないあらゆる状況や事象に内在する疾病構造や健康課題に影響を与える諸要因を顕在化させる研究力と、その健康課題の解決に向けて多職種と連携しながら対象のニーズに沿った看護を具現化できる専門性のある看護実践力を有する高度な人材育成が急務であることが、国際看護学部教員が臨地スタッフとともに実践してきた看護教育や共同研究を通して明確になった。そこで、この課題を克服するために、大手前大学大学院国際看護学研究科を開設するという結論に至った。

1-2 大手前大学大学院国際看護学研究科設置の社会的意義

大手前大学が位置する大阪府は、第 1 次ベビーブーム世代の高齢化により、全国平均を

上回る速さで高齢者の割合が増加している。大阪府の「大阪府高齢者計画 2021」によると、要介護認定者の割合が増えるとされる 75 歳以上の後期高齢者人口は、令和 7（2025）年には約 153 万人に増加し、認知症高齢者数も 56.2 万人と推計されている。また、大阪府は高度経済成長時代に流入した多くの低所得労働者層の集住地域を内包していることもあり、超高齢化と同時に、単身高齢者男性世帯の貧困層も急増することが予想されている。これらの予測を受けて、大阪府は平成 30（2018）年 3 月に「第 7 次大阪府医療計画」を策定し、現在の医療・介護サービスの医療提供体制を再検討し、限られた医療・看護・介護資源を有効に活用することで医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築と、それを支える医療の充実を提唱した。また、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしが継続できるように、多職種連携を進めるための在宅医療に係る人材の育成や訪問看護の充実を図り、効果的で切れ目のない医療体制の整備を行うことを計画した。

一方で、大阪府は都市型の少子・超高齢化による労働人口の減少を受けて、外国人労働者の受け入れを積極的に推進してきた。出入国在留管理庁の「新たな外国人材の受け入れ及び共生社会実現に向けた取組」（令和 3（2021）年 12 月）によれば、令和 2（2020）年末の在留外国人数は 288 万 7,116 人である。外国人労働者数は 172 万 4,328 人であり、総人口の 2.29%を占めている【別添資料 1】。また、近畿経済産業局の報告「関西中小企業における外国人材の雇用・活躍の実態」（平成 31（2019）年 3 月）によると、平成 28（2016）年の関西における外国人雇用事業所は、全事業所 911,523 か所中 22,535 か所（2.5%）である。さらに、平成 29（2017）年の 25,711 か所から平成 30（2018）年の 29,237 か所へと 13.7%の増加を示し、外国人労働者数も 145,509 人から 174,424 人へと 19.9%増加している。なかでもベトナム国籍はここ 10 年で急増し、平成 30（2018）年に初めて中国国籍を上回った【別添資料 2】。このように短期間に急増したベトナム人などのコミュニティは十分に成熟しておらず、生活環境、価値観、文化、宗教等が異なる社会において様々な健康課題を有している。特に外国人労働者の家族として来日した女性の出産、親役割の獲得、子育てへの支援や、二つの国の価値観が交錯するなかでの子どもの自己アイデンティティ確立への支援など、外国人労働者やその家族に対する健康支援はまだ大きな課題となっている。加えて、文部科学省総合教育政策局国際教育課の「外国人児童生徒等教育の現状と課題」（令和 3（2021）年 5 月）では、不就学の可能性がある外国人の子どもの数を 22,488 人と算出しており【別添資料 3】、これらの子どもは深刻な健康被害に直面している可能性が高いと考えられ、これらの課題に対応できる人材の養成は喫緊の課題である。

以上のように、本学が位置する大阪府にはグローバル社会における超高齢化と介護問題、

低所得労働者層の貧困問題、定住外国人への健康支援や母子保健支援など複雑多岐にわたる健康課題が存在し、これらの健康課題の解決には、国際看護学部における学部教育だけでは対応できない。そのため、多様な背景をもつ個人・集団・地域の特性を理解して受容し、内在する健康課題を洞察して顕在化させる研究力と、学部教育では学修できない多様性を考慮した看護の調整・管理や人的資源の活用の方法を学修することで、多職種と協働して人々のニーズに沿った看護実践を探求する態度を基盤としてリーダーシップをもって健康課題解決に取り組む看護実践力を有する人材を育成することが、本研究科開設の社会的意義であるとする。

2. 設置の必要性

2-1 大手前大学大学院国際看護学研究科を設置する必要性

中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」（平成 17（2005）年 9 月）では、今後の大学院教育の基本的な考え方として、大学院教育の実質化と国際的な通用性、信頼性の向上を通じ、世界規模での競争力の強化を図ることを重要な視点として、教育研究機能の強化を推進していくことを答申している。そして、教育の在り方としては、学部段階における教養教育と、これに十分裏打ちされた専門的素養の上に立ち、専門性の一層の向上を図るための、深い知的学識を涵養する教育を行うことを基本としている。これを受けて、「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」（平成 23（2011）年 3 月）では、「大学院教育の基本的考え方を前提に、看護系大学院における人材養成においては、看護学の学術研究を通じて社会に貢献できる研究者や教育者の養成、そして学士課程では養成困難な特定領域の高度専門職業人や、保健、医療、福祉等に携わる専門職の協働においてマネジメント能力を発揮できる人材の養成を目指す。」とした。

令和 3（2021）年 5 月末での日本看護系大学協議会による国公立看護系大学等の状況報告では、日本の看護系大学 290 大学（国立・省庁 44、公立 50、私立 196）中、大学院は 197 大学（67.9%）に設置されている。研究科名は医学系研究科看護学専攻・保健学専攻や、看護学研究科看護学専攻などであり、教育内容は看護学領域の学問体系を中心として、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に沿った各看護学専門領域の科目群によって研究領域が構成されているが、必ずしもグローバル社会で活躍する人材の育成を目標としていない【別添資料 4】。

日本看護協会は急速に変化する社会情勢をうけて、地域における医療支援が今後ますます

す重要になっていくことから、在宅療養のニーズに応える人材確保と、多様化・複雑化する患者像に対応するための医療機関における外来や訪問看護の看護提供体制の充実と、母子に関する施策を調整する看護系技官の配置が急務であるとして、厚生労働省医政局に令和4（2022）年度予算・政策に関しての要望書を提出した（News Release、2021年4月1日、日本看護協会）。また、大阪府看護協会においても、急増する外国人患者やその家族に安全・安心な医療と看護を提供するために、平成28（2016）年より日本国際看護師の養成を開始したが、まだ十分な人材の確保には至っていない。

上記の看護系大学院の基本方針、看護系大学院の現状、看護協会の要望を踏まえて、急激に変容する超少子高齢問題を内包したグローバル社会への対応として、多様な背景をもつ個人・集団・地域の特性を理解し、それぞれが有する価値観を尊重し、そこに内在する健康課題を顕在化させる研究力と、健康に影響を与える諸要因を俯瞰的に捉えることで人々のニーズに沿った看護実践を探求し、多職種との協働の中でリーダーシップをもって健康課題解決に取り組むことができる看護実践力を有する人材を育成することが、本学に国際看護学研究科を設置する必要性である。また、本研究科では保健師助産師看護師学校養成所指定規則に沿った看護学専門領域を基盤として、国内外のグローバル社会における多様な人々の健康課題に対する研究や実践を行うグローバル人材の育成を使命としており、新しい国際看護学研究科を設置することは重要であると考えている。国際看護学部の経験や実績を基盤として、国際看護学研究科で提供する知識や技術は全ての看護職（看護師、保健師、助産師）の実践や研究に有用であり、研究や実践によって得られた知見は国内外に波及すると思われる。

2-2 本研究科で保健師養成を行う必要性

厚生労働省健康局健康課が行った令和元（2019）年度の「保健師活動領域調査」では、全国自治体に所属する保健師は35,487人であり、多くの保健師は自治体の保健部門、保健福祉部門または介護保険部門や企画部門に所属して、地域の健康増進能力を高めるための個人や家族、集団、組織への継続的支援や健康教育等の公衆衛生活動に貢献している。また、令和2（2020）年以降には、国外から流入した新型コロナウイルス感染症への対応の最前線での活動によって、保健師の重要性が世間に認識された一方で、保健師不足が顕在化した。

日本では家族形態が変化している。総務省統計局による令和2（2020）年の国勢調査では、世帯の家族類型別割合は「単独世帯」38.1%、「夫婦と子供から成る世帯」25.1%、「夫婦のみの世帯」20.1%、「ひとり親と子供から成る世帯」9.0%である。そのため、地域のコ

コミュニティは希薄となり、住民の健康サポートや療養支援は、主に行政や保健師が担うことが期待され、その業務も拡大している。特に、大手前大学のある大阪府の低所得労働者層が集住する地域では、単身高齢者男性の居住割合と生活保護受給率が全国に比して高く、孤独死や自殺予防、疾病管理等が課題となっている【別添資料5】。また、児童虐待の多い地域においては、多職種と協働して行う家族支援体制の整備や訪問看護人材育成に向けた研修や教育システムの構築などでも保健師への期待は大きい。さらに、外国人労働者とその家族を包摂する地域では、疾病構造の変化や食生活を含むライフスタイルの多様化によって、個人の健康に影響を与える家族の形や社会の様相が変化し、医療へのニーズも変化している。大阪府でのこれらの社会課題は今後の日本の共通課題でもある。

このような多様な健康課題の解決には、従来の保健師養成教育を基盤とし、大学院でのより高度な教育が必要である。平成25(2013)年4月、「地域における保健師の保健活動について」(厚生労働省健康局通知)において、「保健師の保健活動を組織横断的に統合統制および推進し、技術的および専門的側面から指導する役割を担う部署を保健衛生部門等に明確に位置付け、保健師を配置するように努めること」と通知され、統括的な役割を担う保健師(以下、統括保健師)の必要性が明記された。統括保健師の役割として、人材育成の推進、分散配置保健師に対する支援、情報集約・現状把握、活動連携・調整と危機管理対応が期待されている。

本研究科において、グローバル社会での保健活動の知識や技術を学修し、疫学や公衆衛生学等を通して多様性を持つ人々の潜在的なニーズを顕在化する研究力を修得し、加えてICTやIoTを用いて地域社会資源開発をシステム化や政策化できる能力を持つ保健師養成を行うことは、グローバル社会への健康支援に貢献すると考える。

2-3 本研究科で助産師養成を行う必要性

令和2(2020)年「看護関係統計資料集」によると、助産師の就業者数40,632人で、就業場所別で見ると、病院24,738人(60.9%)、診療所9,968人(24.5%)、助産所2,281人(5.6%)となっている。平成20(2008)年に厚生労働省が公表した「安心と希望の医療確保ビジョン」では、「助産師については、医師との連携の下で正常産を自ら扱うよう、院内助産所・助産師外来の普及等を図るとともに、専門性の発揮と効率的な医療の提供の観点から、チーム医療による協働を進める。またその際、助産師業務に従事する助産師の数を増やすとともに、資質向上策の充実も図る。」と記述されている。このように専門性の高い助産師の養成が望まれているため、近年、大学院での助産師養成が増加傾向を示している。令和

元（2019）年5月に報告された216ある助産師学校・養成所の中で、大学が85（39.4%）、大学専攻科・別科が39（18.1%）、大学院が43（19.9%）であった。

核家族化によるコミュニティの希薄化や少子化に伴う産科混合病棟の増加によって妊産婦へのケアや子育て支援が不十分となっており、妊娠・分娩・産褥期の連続的ケアの強化や子育て期の家族支援の必要性が指摘されてきた。厚生労働省の「子ども虐待による死亡事例などの検証結果報告等について（第13次報告）」（平成29（2017）年8月）によると、児童虐待による死亡は0歳児が約6割で、0歳のうち月齢0カ月児が43.3%と最も多く、虐待の発生予防及び発生時の的確な対応を行うために、妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目のない支援の強化が提言された。この報告を受けて、日本看護協会は、令和3（2021）年11月、「母子のための地域包括ケア病棟」の推進に向けた手引きを刊行した。そこでは、「母子のための地域包括ケア病棟」でのケア提供体制として、①院内助産・助産師外来の設置、②産科関連病棟におけるユニットマネジメント、③医療機関における産後ケア事業、④地域連携の4つの機能が挙げられ、これらを一体的に実践することで切れ目のない支援を提供することが提言された。また、日本助産師会は「全ての女性に助産師のケア」をスローガンに、「日本助産師会中期ビジョン2025」（平成27（2015）年度総会）を提唱した。助産師のケアの質向上のための取り組みとして、妊娠・出産ケアの充実、産前・産後・育児ケアの充実、女性特有ケアの充実の3つを掲げ、これらを達成するために、多職種連携・地域連携の推進事業、優れた人材の育成事業、国際協力の推進事業、安定した経営・組織強化、運営・基盤整備事業の4事業を推進するとした。

これらの方針を実現させるためには、グローバル社会での多様性のある母子を取り巻く複雑多岐にわたる健康課題を顕在化させ、母子の健康支援と子育て期のQOL向上のために多職種との連携強化を図り、継続的で切れ目のない母子や家族のケアを実施することができる助産師を養成する必要がある。そしてこのような人材育成には、従来の助産師養成教育を基盤として、大学院でのより高度な教育が必要である。例えば、定住外国人を含む多様な人々とのコミュニケーション能力、多様な人々の妊娠・出産・育児に対する価値観の理解、国際保健活動の知識や技術、多様な背景を持つ母子や家族の潜在的なニーズを顕在化することができる研究力、母子保健施策の理解等が、助産師養成の教育に求められている。また将来的には、母子に関する施策の調整や立案が行える看護系技官や政治家や、国際母子保健活動の専門家として活躍する人材を育成することが本学研究科の使命であると考えられる。

3. 教育研究上の理念と目的

3-1 研究科・専攻の理念

本研究科では、中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」（平成 17（2005）年 9 月）にある大学院教育の実質化と国際的な通用性および信頼性の向上を通じ、国際基準の大学院教育の競争力強化を基本の方針とする。国内外のグローバル社会において、個人・集団・地域の多様な特性を理解することのできる国際性、そこに内在する健康課題とその課題に影響を与える諸要因を俯瞰的に捉えることによって課題解決の方法を探求する研究力、基本的人権意識、高潔な倫理観、使命感を持ち、高い志をもって包摂社会を希求し、多職種と協働しながら、多様なニーズに沿った専門性の高い看護実践力を涵養する。そして、研究、教育、実践の場において多様性を尊重する視点をもって看護の探求を継続し、研究成果に裏打ちされた看護実践を主体的に展開することで看護学の深奥を究め、広く国際社会や地域社会に貢献することを教育理念とする。

3-2 研究科・専攻の目的

本研究科の教育理念を達成するために、科目区分は看護の対象となる個人・集団・地域を多様性の理解と人権を尊重することによって捉える国際性と、複雑多岐にわたる健康課題を顕在化し、その課題解決を探求する研究力を涵養するための「共通科目」、及び対象のニーズに沿った専門性に裏打ちされた看護実践力を修得する「専門科目」で構成する。

多様性を理解して尊重するための国際性と課題解決を探求する研究力の基礎を涵養する「共通科目」には「研究基盤科目」群と「研究関連科目」群を配置し、日本国内外における多様な価値観、習慣、規範等への洞察を深めながら国際的な視座の涵養を図り、現地の人々の視点による課題解決に向けた研究力を培う。また、グローバル社会の中で共存する際の葛藤やジレンマ等への理解を深め、包摂社会の実現に向けて高潔な倫理観と人権意識を涵養する。

「専門科目」には、『看護実践科学分野』『公衆衛生看護実践科学分野』『助産実践科学分野』の 3 つの分野を配置し、看護の対象となる個人・集団・地域がもつ多様性を理解し尊重する国際性を基盤とした各専門領域の研究力を涵養し、対象の健康課題に影響を与える複雑に絡み合った諸要因を紐解き、専門の知識をもって多職種と連携し、リーダーシップをもって対象のニーズに対応できる看護実践力を修得する。『看護実践科学分野』には、「基盤専門看護学」「生涯発達看護学」「国際地域看護学」の科目群を配置し、それぞれの対象がもつ多様な価値観や習慣、規範等への理解を基盤として、医療機関や地域、在宅等の臨床や地域

での生活場面にみられる健康課題とその健康課題に影響を与える諸要因を顕在化させる研究力と、多職種との連携によって課題解決に取り組み、エビデンスに基づく看護実践力を修得する。『公衆衛生看護実践科学分野』には公衆衛生看護学の関連科目群と、グローバルコミュニティに関する「コミュニティネットワークング論」「グローバルコミュニティマネジメント論」「グローバルコミュニティ実習」の科目、および政策に関する「地域ケアシステム論」「保健医療福祉行政論」「保健政策研究」の科目を配置し、グローバル社会に暮らす幅広い年齢層の多様な人々を対象に、生活者としての暮らしのニーズに沿った健康支援を行うための新たな政策提言と生活支援システムを創造できる保健師を養成する。『助産実践科学分野』には助産学の関連科目群と、国際助産実践に関する「地域助産実習」「国際助産演習」「周産期健康危機管理ケア論」「助産研究レビュー」の科目を配置し、国内外に存在する多様な生活習慣や価値観、産育習俗等を内包する女性やその家族を対象に、諸問題を洞察し、健康課題の顕在化を図る研究的視座を涵養する。また、全ての人々の性とライフサイクルに沿った多面的健康課題の解決にも取り組み、多職種や行政と協働することで、切れ目のない質の高い助産実践を具現化する助産師を養成する。

以上、「共通科目」と「専門科目」にある3つの分野の科目群を配置し、講義、演習、実習を通して、多様な背景を有する人々が暮らすグローバル社会において、そこに内在する超高齢少子問題や、都市部の単身高齢者や貧困問題、および定住外国人に付随する様々な健康課題を洞察し、顕在化させる研究力を養う。また、国際感覚をもった看護専門職の人材育成を行うことで、グローバル化した臨床現場で活躍する看護管理者や看護職リーダー、教育機関や職能団体で活躍する看護研究・教育者、および看護系技官、検疫官、法務技官等の看護行政職として、国内外で広く活躍できる人材を育成することが本研究科の目的である。

そこで本研究科の教育の概念を次の図で示す。

グローバル社会の多様性を尊重した看護を採求する国際性、研究力、看護実践力を有する専門職者

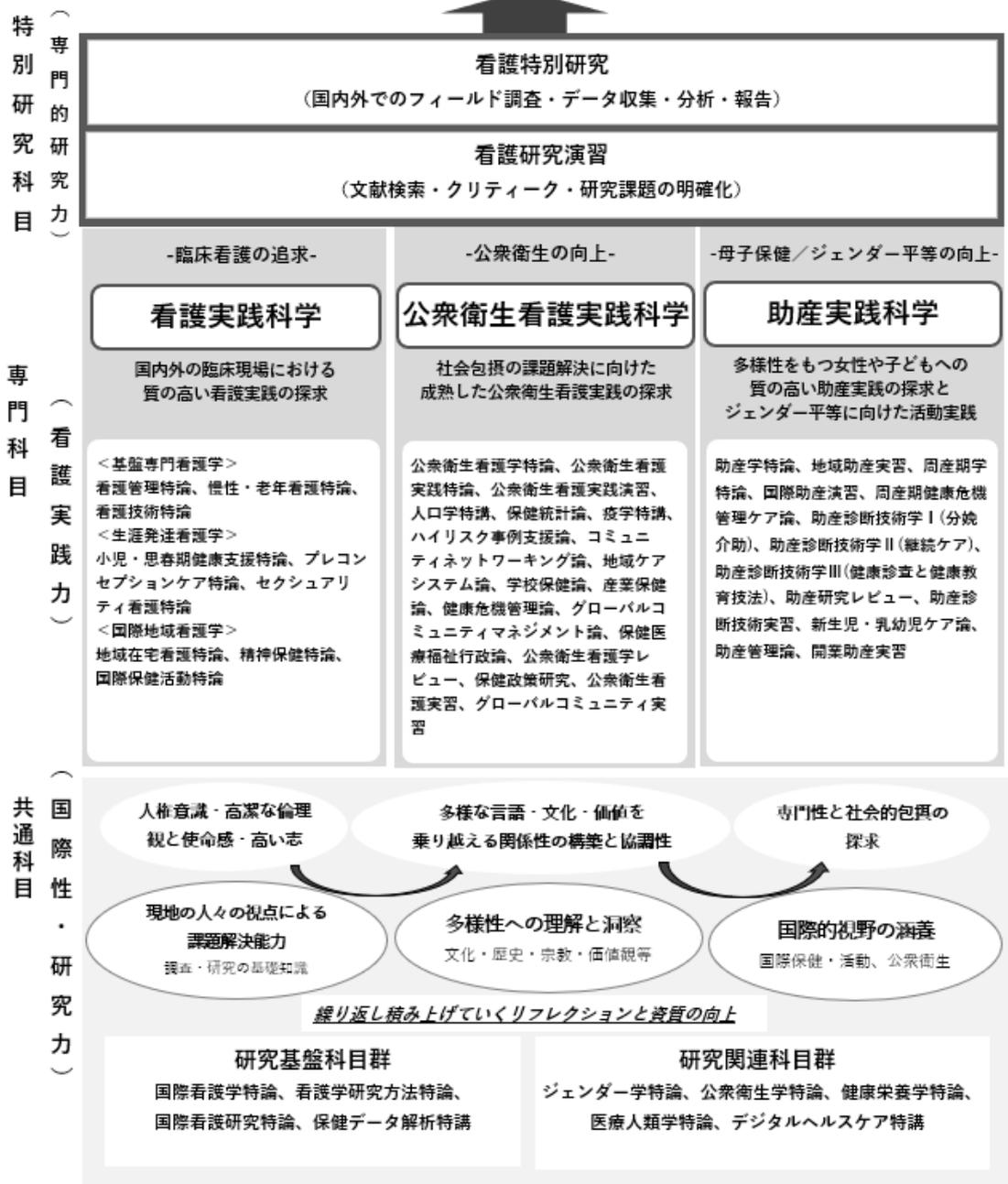


図 大手前大学大学院国際看護学研究科看護学専攻における教育の概念図

4. 本研究科が養成する人材像

本研究科では、看護の専門的知識と技術を根幹に据えて、多様な背景を有する人々が暮らすグローバル社会において醸成された人々の生活や価値観を理解し尊重する国際性を持ち、高潔な倫理観と人権意識、使命感と高い志をもって包摂社会を探究する研究力を修得する。さらに、人々の健康に影響を与える諸要因を俯瞰的に捉え、多職種と協働しながら地域の人的資源を活用し、対象のニーズに沿った看護実践力を有する人材を養成する。具体的には、看護実践のリーダー、看護管理者、看護研究・教育者、看護行政職（看護系技官、検疫官、刑務官看護師など）、国際保健関連機関（JICA 専門家など）、職能団体役員などを想定している。さらに様々な経歴を重ねることによって国内外の国際保健医療政策の発展に貢献できる人材となることを期待している。

『看護実践科学分野』では、保健師、助産師、看護師の資格取得者（資格取得見込みも含む）の3つの専門職を対象に、前述した国際性、研究力、看護実践力を有する看護職リーダーや看護管理職、教育や研究を推進する看護系教員、地方自治体や国レベルの行政サービスの質向上や評価に貢献する看護行政職を養成する。また、看護専門職能団体において地方自治体等との連携を図り、官民一体での協働した健康支援を推進できる人材を養成する。さらに、保健、福祉分野に係る国際保健関連機関と連携し、開発途上国への技術移転などを通じた国際協力に貢献できる人材を養成する。

『公衆衛生看護実践科学分野』では、国際性と研究力を基盤とした保健師を養成する。将来的には、統括保健師や検疫官等として地方自治体の保健師と連携して公衆衛生活動が行える人材やグローバル化が進む国際社会での感染症対策などに貢献できる人材となることを期待する。また、外国人労働者を多く雇用する企業において、労働環境の向上やメンタルヘルスケアへの対応が行える産業保健師や、グローバル社会における地域住民の健康サービスの評価とヘルスシステムの再構築を探究し、保健医療福祉行政の政策提言が行える看護系技官や職能団体の役員、さらには地方自治体や国レベルでの政策立案を行う人材養成を行う。

『助産実践科学分野』では、国際性と研究力を基盤とした助産師を養成する。特に、自国と異なる文化で妊娠、出産、子育てをする女性が持つジレンマを理解した上で、困惑や葛藤に起因する課題解決に向けて関連諸政策の知識をもって、多職種と協働し、対象のニーズに沿った助産実践が行える助産師として活躍することを期待する。また、助産師資格取得後に一定の経験を積んだのちに、看護管理職や看護系教員や、「母子のための地域包括ケア病棟」の看護管理職、及び国内外の女性の健康や母子保健に関する様々な諸施策を総合的に調整

する看護系技官として活躍する人材を養成することで、「母子のための切れ目のない施策」全体の推進に貢献する人材を養成する。加えて、全国 11 か所に設置されている女区を有する矯正施設において、法務技官または医療刑務所助産師として、PTSD を有する女子受刑者へのメンタルヘルスケアと再犯防止に貢献する助産師養成も視野に入れている。さらに、国際保健機関における開発途上国への技術移転等を通して、国際的に期待が高い母子保健活動に貢献する人材養成を行う。

5. ディプロマ・ポリシー

国際看護学研究科看護学専攻では、以下の 3 つの基準に達している者に修士（看護学）の学位を授与する。

- ① グローバル社会における看護実践の基盤となる保健・医療・看護や健康支援の多様性を理解し、看護や医療に関する幅広い知識と倫理観を持って対象の価値観を尊重する国際性を修得している。
- ② 看護実践の場に内在する多様な健康課題を科学的分析力や論理的思考力によって探求し、グローバルな視点によって様々な健康課題の改善に取り組むための基礎的研究力を修得している。
- ③ グローバル社会に内在する健康課題の解決に向けて、専門分野の知識・技術の理解と研究を通して、専門性と独創性のある看護実践力を修得している。

国際看護学研究科の 3 つのポリシーと養成する人材像の関連を【別添資料 6】にまとめる。

4. 学部・学科等の特色

1. 大手前大学大学院国際看護学研究科の特色

本研究科には主に 3 つの特色がある。第一には、看護の対象がもつ多様性を理解し、価値観を尊重する国際性、グローバル社会に内在する健康課題を顕在化させ、課題解決に取り組む研究力、健康に影響を与える諸要因を俯瞰的に捉え、リーダーシップをもって多職種と

協働し、対象が求めるニーズに沿った看護を探求する看護実践力を涵養する教育課程である。第二には、グローバル社会の健康課題を解決するための国際性と研究力を有する教員組織である。第三には、本研究科における国際性と研究力を発展させるために本学国際看護学部開設時から継続して連携を深めている海外の学術交流協定校や医療機関の存在である。

以下、3つの特色について具体的に説明する。

1-1 国際性、研究力、看護実践力を涵養する教育課程

本研究科では、学生全員に対して1年次前期に、「共通科目」(必修科目)の「研究基盤科目」において「国際看護学特論」「看護学研究方法特論」「国際看護研究特論」「保健データ解析特講」を配置している。この科目群では、グローバル社会における個人や集団・組織、地域が持つ特性や規範、価値観、信念等が決定されることを理解し、尊重する国際性と、対象の健康課題に影響を与える諸要因を俯瞰的に捉え、対象のニーズに沿った看護を提供するために、対象が求める看護を探求する国際標準の看護研究方法を教授し、国際看護学の基本を修得させる。学生がこれらの科目を学修したのちに、各専門科目分野の専門性の高い知識や研究を学べるように科目を配置している。また、1年次前期には「研究関連科目」(選択科目)として「ジェンダー学特論」「公衆衛生学特論」「デジタルヘルスケア特講」を、1年次後期には「健康栄養学特論」「医療人類学特論」を配置している。これらの科目群では、学生が選択する専門分野を新しい視点で研究することを目的として、国際的な看護研究に求められる現地の人々がもつ視座への理解や専門性を発展させるための学際的な知識を学修する。また、3分野を選択した学生が、看護師、保健師、助産師の専門性を高めるために必要な大規模調査研究の理解を深めることを目的として、『公衆衛生看護実践科学分野』の「疫学特講」を全ての学生が選択できる科目として配置している。さらに、研究力の修得のために、必修科目の「特別研究科目」を設置し、1年次の「看護研究演習」では研究計画から倫理審査までの研究プロセスを演習し、2年次の「看護特別研究」では修士論文を作成する。

保健師を目指す『公衆衛生看護実践科学分野』の学生は、前述した国際性と研究力を基盤において、必修科目として「公衆衛生看護学特論」と、『看護実践科学分野』の選択科目として「基盤専門看護学」「生涯発達看護学」「国際地域看護学」の3領域から2科目4単位を履修し、幅広い年齢層の多様な人々が暮らすグローバル社会の様相と複雑多岐にわたる健康課題について洞察を深める。また、外国人労働者とその家族や子ども達の諸問題についての知識を学修するために、「学校保健論」「産業保健論」「ハイリスク事例支援論」「コミュニ

ティネットワーク論」「地域ケアシステム論」「グローバルコミュニティ実習」を配置し、公衆衛生看護の実践力と国際性に関する知識が学修できる科目配置となっている。

助産師を目指す『助産実践科学分野』の学生は、前述した国際性と研究力を基盤において、必修科目として「助産学特論」を履修し、多様な文化や産育習俗を持つ母子やその家族への助産実践の知識を学修する。また、『看護実践科学分野』の「小児・思春期健康支援特論」「セクシュアリティ看護特論」「精神保健特論」等から2科目4単位を選択科目として履修し、女性のライフサイクルに沿った性と生の多面性や潜在的健康課題に加えて、ストレスやPTSDとメンタルヘルスに関する知識を学修できる科目配置となっている。

また、急速に変化するグローバル社会において、新たな健康サービスの創設やグローバルヘルスシステムの構築、保健福祉行政に向けた政策提言を行うことが必要であるため、『看護実践科学分野』『公衆衛生看護実践科学分野』『助産実践科学分野』の3分野の学生の選択科目として「看護管理特論」「国際保健活動特論」「保健医療福祉行政論」「保健政策研究」を設置し、団体、組織、地方自治や国の体制と政策提言に向けた知識を学修する。

本研究科の科目配置とその内容は、多様性を理解し、価値観を尊重しながら看護を探究する国際性と研究力に加えて、健康課題に影響を与える諸要因を俯瞰的に捉え、創造性のある看護実践力を涵養する科目編成となっており、本研究科の最も重要な教育の特色である。

1-2 国際性と研究力を有する教員組織

大手前大学は平成31(2019)年の国際看護学部開設時から国際性と研究力を兼ね備えた教員組織を編制することに努めてきた。大手前大学が位置する大阪府は日本のグローバル社会の先進地域であり、そこに暮らす人々の健康課題は複雑多岐であるため、多様な人々の健康ニーズに応えることの可能な人材が必要である。しかし、これらの健康課題の解決には、国際性や看護の専門性に加えて、研究力を基盤として多職種と協働し、新たな看護のあり方を探究する実行力のある看護専門職の人材育成が必要であると考え、国際看護学研究科を構想した。この構想の過程では、海外で看護の資格や学位を取得した教員、外国籍教員、海外での看護活動の実践経験がある教員、海外留学経験のある教員を中心に教員組織を編制した。また、途上国での母子保健支援や国際保健活動に従事し、現地の行政機関や教育機関と協働して活動を行った経験を有する教員も確保した。さらに、大学教員として不可欠な研究業績を重視し、科学研究費助成事業などの研究費獲得の実績を持つ教員の確保にも努めた。

大手前大学では国際看護学部開設時に国際看護研究所 (Institute of Global Nursing, IGN)

を設置し、大学院修士課程の設置に向けて、教員組織の強化と研究力の向上に取り組んできた。IGN では現在、二つの国際的な看護研究の組織と連携している。一つはオーストラリア、アデレードに本部のあるジョアンナブリッグス研究所 (The Joanna Briggs Institute, JBI) との連携であり、システマティックレビュー研究により得られたエビデンスを基に、よりよい看護サービスを提供するための研究を行っている。この日本支部の一つとして、本学には JBI-Implementation Center を IGN 内に開設している。もう一つは臨床で求められる基本的なケアの枠組み (fundamental of care) を再考し、新たに創造することを目的とした国際共同研究組織である The International Learning Collaborative との共同活動である。さらに IGN では、学術雑誌「Journal of Otemae University Institute of Global Nursing」を年 2 回定期刊行し、研究によって得られた知識を広く社会に還元している。

1-3 海外の学術交流協定校や医療機関との連携

本研究科の教育理念を達成するためには、国内外における教育・研究機関との連携が不可欠である。大手前大学は本研究科の開設前から、国際看護学教育を行うために、日本国内の教育・研究・医療機関だけでなく、国際性を涵養するのに必要な海外の機関との連携を、ASEAN 諸国を中心に形成し、学生、教員、病院スタッフとの関係構築を強化してきた。アデレード大学 (豪州)、ツーチ科技大学 (台湾)、チェンマイ大学 (タイ)、フリンダース大学 (豪州)、ヨンセイ大学 (韓国) の看護系大学、また、チェンマイ大学病院 (タイ)、国立フィリピン総合病院 (フィリピン)、Institute of Mental Health (シンガポール) の総合病院とはすでに学術交流協定を締結しており、さらに本研究科の開設を構想したのちには、マホソット病院 (ラオス)、ナンヤン・ポリテック高等専修学校 (シンガポール)、Mega Buana Palopo University (インドネシア) との学術協定を締結した。そして、新型コロナウイルスが蔓延する時期においても、本学教員や学生は積極的に学術交流協定校の国際交流プログラム、国際看護学実習、国際的な共同研究に参加し、学生、教員、臨地スタッフ同士の信頼関係を強化してきた。

上記以外にも、国内での国際性を涵養するために、定住外国人、訪日外国人、在外日本人への支援を展開している様々な病院、診療所、助産所等の医療機関や、NGO や NPO 法人との連携も図ってきた。さらに本研究科の設置を構想したのちに、近隣の男女共同参画センターや外国籍の人々の就労支援や健康相談を行っている企業とも連携を図っている。

ウ. 課程構想

本研究科は、看護師国家資格取得者（取得見込みも含む）を対象に、『看護実践科学分野』『公衆衛生看護実践科学分野』『助産実践科学分野』の3つの専門分野を設置し、多様な背景を有する個人・集団・地域の持つ特性を理解し、価値観を尊重する国際性と、多様な対象がもつ健康課題を顕在化させ、多職種と連携しながら課題解決を探究する研究力の基礎を涵養する科目群を共通科目（必修科目）に据えて、各専門分野の健康課題に対して対象のニーズに沿った看護実践を探究する研究力と看護実践力を有する看護専門職（看護師、保健師、助産師）を養成する課程を構想している。

将来的には、本研究科での教育課程をさらに発展させ、中央教育審議会の「グローバル化社会の大学院教育～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために～」の答申にある「グローバルに活躍する博士の養成」に向けて博士課程設置計画を構想している。

エ. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本研究科の課程構想に基づいた教育・研究内容を明確に示した研究科名として「国際看護学研究科」、専攻科名は「看護学専攻」とする。また、『看護実践科学分野』『公衆衛生看護実践科学分野』『助産実践科学分野』の修了者のいずれにも、「修士（看護学）」を授与する。

なお、研究科、専攻、及び学位の英語名称は、大手前大学国際看護学部看護学科の名称との一貫性を保ち、各大学で広く用いられ、かつ国際的な通用性に鑑み、以下の通りとする。

研究科の名称 国際看護学研究科 Graduate School of Global Nursing Science

専攻の名称 看護学専攻 Division of Nursing Science

学位の名称 修士（看護学） Master of Nursing Science

オ. 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 教育理念と人材養成の目的

本研究科では、建学の精神である“STUDY FOR LIFE (生涯にわたる、人生のための学び)”に基づき、豊かな教養と専門的学術、旺盛な自己開発精神、優れた国際感覚および問題解決能力を備えた人材を育成し、地域の教育・研究および生涯学習の中心として、地域社会・国際社会に貢献することを目的としている。そのため、看護の専門的知識と技術を根幹に据えて、多様な人々が暮らすグローバル社会において、対象の多様性を理解し、価値観を尊重する国際性、高潔な倫理観と人権意識、使命感と高い志をもって包摂社会を希求し、エビデンスに基づく看護を探究する研究力を修得した人材を育成する。また、リーダーシップをもって多職種と協働し、自国とは異なる看護実践や健康支援システムを創造し、全ての人々の健康と幸せに寄与できる看護実践力を持つ人材を育成する。本研究科は、大学院教育の実質化と国際的な通用性や信頼性の向上を通じ、世界規模での看護実践につながる研究が展開できる教育研究機関としての役割を推進していく。

以下に、本研究科における教育課程編成、教育内容、教育方法、学修成果の評価を明確にしたうえで、学位授与へと導く体系的な教育課程を編成・展開し、そのプロセスの管理と透明化を保障することによって、大学院教育の質向上の確保と国際的な通用性における評価を図っていく。

2. カリキュラム・ポリシー

国際看護学研究科看護学専攻では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するため、共通科目、専門科目、特別研究科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業科目を開講する。また、コースツリーを用いて教育課程の体系性や構造を明示する。教育課程編成、教育内容、教育方法、学習成果の評価については、以下のように方針を定める。

- ① グローバル社会における看護実践の基盤となる保健・医療・看護や健康支援の多様性への理解を深め、対象の特性や価値観を尊重する国際性を涵養するために、「共通科目」に国際看護の基礎を学修する「研究基盤科目」と新しい視座を持つための「研究関連科目」を配置する。
- ② 看護実践の場に内在する多様な健康課題を科学的分析力や論理的思考力をもって解決する看護を探究する研究力を涵養するために、国際看護学の研究力の基礎を学修する

「研究基盤科目」と、研究の新しい視点を学修する「研究関連科目群」を「共通科目」に配置し、修士論文を作成する「特別研究科目」を配置する。

- ③ グローバル社会に内在する健康課題の解決に向けて、専門性かつ独創性のある看護を实践する能力を涵養するために、『看護実践科学分野』・『公衆衛生看護実践科学分野』・『助産実践科学分野』の各分野に「専門科目」を配置する。
- ④ 学習成果の評価基準は、シラバスに明示し、講義では、試験およびレポート課題を中心に評価を行い、演習では、事前自己学習、演習への参加態度、プレゼンテーションなどで評価を行う。

3つのポリシーと教育課程（科目群）の関連を【別添資料7】にまとめる。

3. 教育課程の編成の考え方

本研究科の教育課程は、「特別研究科目」「共通科目」「専門科目」の3つの科目区分とし、「特別研究科目」「共通科目」は全ての学生が履修する。「専門科目」は『看護実践科学分野』『公衆衛生看護実践科学分野』『助産実践科学分野』の3つの分野を構成する。『看護実践科学分野』では、「基盤専門看護学領域」「生涯発達看護学領域」「国際地域看護学領域」の3つの専門領域を、『公衆衛生看護実践科学分野』は「公衆衛生看護学領域」、『助産実践科学分野』は「助産学領域」を構成する。保健師を目指す学生は「公衆衛生看護学領域」の専門科目を、助産師を目指す学生は「助産学領域」の専門科目を履修する【別添資料8】。

大手前大学大学院国際看護学研究科の教育課程

科目区分	分野	領域	備考
		特別研究科目	全ての学生が必修
共通科目		研究基盤科目	全ての学生が必修
		研究関連科目	5科目中4科目を選択
専門科目	看護実践科学分野	基盤専門看護学	研究課題に応じた専攻科目を選択
		生涯発達看護学	
		国際地域看護学	
	公衆衛生看護実践科学分野	公衆衛生看護学	公衆衛生看護実践科学分野の学生が必修

	助産実践科学分野	助産学	助産実践科学分野の学生が必修
--	----------	-----	----------------

4. 教育課程の編成と特色

4-1 特別研究科目

「特別研究科目」には、国際性のある研究力を探求する科目として「看護研究演習」「看護特別研究」の2科目を配置する。「看護研究演習」は1年次の通年科目（30回、2単位）、「看護特別研究」は2年次の通年科目（60回、4単位）の研究指導科目であり、全ての学生が履修する必修科目である。1年次開講の「看護研究演習」（2単位）は各学期に15回、2年次開講の「看護特別研究」（4単位）は各学期に30回ずつ開講する。これらの科目を通して、看護実践の探求と看護学の発展に資する研究を推進し、修士論文として完成させる。それぞれの専門領域における関心のある研究課題に基づき、研究課題の明確化、研究方法論の決定、研究計画書に基づく論文作成のプロセスを通じて、看護研究において必要な能力を修得する。

「看護研究演習」ではグローバル社会での健康課題を検討し、文献レビューとクリティークを通じて解決すべき課題を抽出し、2年次の「看護特別研究」に繋がる研究計画書を作成する。「看護特別研究」では、1年次の「看護研究演習」で計画した研究を遂行し、データ収集、データ分析、データの解釈した結果を修士論文にまとめ、研究成果の発表等の研究プロセスを通して、看護研究遂行の能力を修得する。

4-2 共通科目

「共通科目」には、国際性と研究力を涵養する「研究基盤科目」群と「研究関連科目」群の2科目群を配置する。「研究基盤科目」群は「国際看護学特論」「看護学研究方法特論」「国際看護研究特論」「保健データ解析特講」の4科目を1年次前期におき、本研究科での研究を行う上で基礎となる国際看護に関する知識や、対象の多様性を理解、尊重し、国際的視座をもって研究を行う国際看護学研究の能力を修得する。これらの科目は全ての学生が履修する必修科目とする。「研究関連科目」群は選択科目の5科目（10単位）で構成され、4科目を選択する。「ジェンダー学特論」「公衆衛生学特論」「デジタルヘルスケア特講」の3科目（6単位）を1年次前期に、「健康栄養学特論」「医療人類学特論」の2科目（4単位）を

1 年次後期におき、専攻する看護分野の関連科目として履修し、新しい知見や視座を涵養する。

「研究基盤科目」群の「国際看護学特論」では、国際看護学の潮流となった国際保健を概観し、グローバリゼーションが起因となった健康への影響やグローバル社会に伴う健康課題とその要因を学修する。「看護学研究方法特論」では、看護研究の意味と必要性を理解し、実験研究などの量的研究とナラティブや資料分析等の質的研究がもつ長所と弱点について学修し、看護研究者としての高い倫理観も涵養する。「国際看護研究特論」では、エビデンスに基づく看護ケアの研究力とスキルを修得するため、国際的なデータベースを利用して英語文献を検索しエビデンスを評価すると同時に、英語論文の抄読を通して英語による論文の読解力を培い、国際的な研究成果の発信や看護実践に利用できる力を修得する。また、英語論文の読解力が十分でない学生に対しては、英語が堪能な科目担当者が研究指導教員と連携し、週 1 回の英語論文抄読会を通してサポートをし、英語論文読解力の修得を図る。

「保健データ解析特講」では、公的な保健データを用いて、保健データの読み方と理解の方法を修得し、研究におけるデータ解析方法やビッグデータを取り扱う研究力を培う。

また、「研究関連科目」群の「ジェンダー学特論」では世界におけるジェンダー不均衡の現状を健康、教育、政治、経済の側面から捉え、ジェンダー・スペシフィックな医療やケアによる問題解決の現状と課題について学修し、ジェンダー平等的な意識や態度を涵養する。

「公衆衛生学特論」では、多様な人々の健康の維持・増進に必要な公衆衛生学の高度な知識と実践能力を修得する。また、国際および日本の保健衛生統計資料の解析に必要な知識を教授し、疫学的手法を用いた基礎研究能力を修得する。「デジタルヘルスケア特講」では、デジタル技術を活用したヘルスケア（デジタルヘルスケア）の理解を深め、遠隔医療・看護（オンライン診療）や遠隔教育等、医療や看護場面における VR・AR 技術等の活用方法を学修する。「健康栄養学特論」では、食品や各種栄養成分が健康や疾病に及ぼす影響とその理論的背景を理解し、子どもから高齢者に至るライフステージ上の栄養上の問題と解決策について学修する。また、多様な人々が暮らすグローバル社会において、重要な課題である食生活と宗教上の禁忌についても理解を深める。「医療人類学特論」では、国際看護研究において必要な文化人類学と医療人類学の視座を涵養し、病気・健康・医療・死をめぐる文化的、社会的な多様性の理解を深め、人々にとって何が健康状態なのかを理解する力を養う。

4-3 専門科目

専門科目は、『看護実践科学分野』『公衆衛生看護実践科学分野』『助産実践科学分野』の

3つの分野で構成する。

4-3-1 看護実践科学分野

『看護実践科学分野』では、「基盤専門看護学領域」「生涯発達看護学領域」「国際地域看護学領域」の3つの領域を配置する。「基盤専門看護学領域」は「看護管理特論」「慢性・老年看護特論」「看護技術特論」、「生涯発達看護学領域」は「小児・思春期健康支援特論」「プレコンセプションケア特論」「セクシュアリティ看護特論」、「国際地域看護学領域」は「地域在宅看護特論」「精神保健特論」「国際保健活動特論」と、それぞれの領域は3科目(6単位)からなり、計9科目(18単位)の選択科目で構成されている。『看護実践科学分野』を専攻する学生は専攻する分野の選択必修3科目(6単位)を履修する。

「基盤専門看護学領域」の「看護管理特論」では看護管理者、実践者、研究者、教育者として必要な看護管理学に関する基礎的知識と技術を理解し、リーダーシップとマネジメント理論や研究の知識を活用した看護サービスの質保証について学修する。また、国際的な人材育成の看護管理や法人法の特徴と理事会運営についても理解を深める。「慢性・老年看護特論」では、グローバル社会にみられる慢性病や老年期の健康生活にもたらす影響に関する理論や概念について学修する。また、エンドオブライフケアのあり様についても洞察を深め、個人や集団、社会システムへのアプローチの方法を探求する力を修得する。「看護技術特論」では、日本と諸外国における看護研究の歴史的変遷や看護教育の基盤となる看護技術の基本的概念や理論を概観し、看護教育や看護研究の現状と動向の理解を深め、看護技術の提供に伴う倫理的問題や倫理的配慮の知識を学修する。

「生涯発達看護学領域」の「小児・思春期健康支援特論」では、小児やヤングアダルト世代とその家族を対象として、健康課題に対する反応や行動の深い理解と受容の理論を学修する。また、多様化・複雑化する家族を対象として、セルフケアの増進及び健康危機予防に向けた家族への健康教育法を実践できる能力を修得する。「プレコンセプションケア特論」では、学童期からAYA世代を対象に、従来の性教育ではないプレコンセプションケア教育を学修する。また、生殖年齢にある多様な地域に暮らす人々が、自らのリプロダクティブプランを計画できる方策を討議し、全ての人々の性の健康教育が実践できる能力を修得する。「セクシュアリティ看護特論」では、性と生殖に係る健康課題解決に向けた看護実践を、ジェンダー学、女性学、性科学、看護学、助産学などの研究から探求し、対象のセクシャル・リプロダクティブヘルス/ライツの保証に関する研究的態度を涵養する。

「国際地域看護学領域」の「地域在宅看護特論」では、国内外の在宅ケアの効果的な提供

方法を中心に、関連する制度、在宅ケア体制、ケアマネジメントの実際について学修する。また、退院時の支援や調整によって在宅医療への移行を円滑に行うための地域包括的支援のあり方や地域包括ケアシステムにおける多職種連携についても学修する。「精神保健特論」では、各精神科疾患並びに精神障がいの特徴および予防法と対策やケアについて、学際的視点から学修する。また、メンタルヘルスの向上に向けた理論的枠組みに基づいた実践についての知識を深め、グローバルヘルスの改善にとって人々のメンタルヘルスがどういった意味を持つのかについて洞察する。「国際保健活動特論」では、グローバル社会の健康不安や健康危機に繋がる課題を解決するための国際保健活動の歴史と現状について学修する。また、研究的視点で国際保健活動の問題点を探求し、改善策を提案できる能力を修得する。

4-3-2 公衆衛生看護実践科学分野

『公衆衛生看護実践科学分野』の「公衆衛生看護学領域」は保健師を目指す学生を対象とした選択科目群であり、「公衆衛生看護学特論」「公衆衛生看護実践特論」「公衆衛生看護実践演習」「人口学特講」「保健統計論」「疫学特講」「ハイリスク事例支援論」「コミュニティネットワーク論」「地域ケアシステム論」「学校保健論」「産業保健論」「健康危機管理論」「グローバルコミュニティマネジメント論」「保健医療福祉行政論」「公衆衛生看護学レビュー」「保健政策研究」「公衆衛生看護実習」「グローバルコミュニティ実習」18科目(35単位)を配置する。保健師を目指す学生のみが履修する選択必修科目12科目(25単位)と、全ての学生が履修可能な6科目(10単位)の計18科目(35単位)を配置し、専門性の高い看護職が多職種と一緒に連携を図りながら協働し、切れ目のない地域包括ケアシステム構築を目指す科目として配置する。この6科目は、「人口学特講」「疫学特講」「学校保健論」「産業保健論」「保健医療福祉行政論」「保健政策研究」であり、日本人や定住外国人が暮らすグローバル社会において、保健師、助産師、看護師のそれぞれの専門職が、お互いの専門性を活かして連携し、健康課題解決に向けて協働し、切れ目のない地域包括ケアシステム構築や政策提言に取り組む動機づけになる学修内容である。

「公衆衛生看護学」科目は、保健師の指定規則に準拠した科目編成であり、保健師を希望する学生は本専門科目の単位を全て修得し、本研究科を修了した場合に、保健師国家試験受験資格が得られる予定である。本専門科目は、主に1年次前期から2年次前期にかけて開講する。

具体的な講義科目として、「公衆衛生看護学特論」では公衆衛生看護の概念、対象、活動方法の特性について理解し、グローバル社会に暮らす個人・家族・集団・組織を含むコミュ

ニティと地域住民の健康増進、疾病予防へのアプローチや政策提言に関連するシステムの知識を修得し、行政職のリーダー的資質を涵養する。「公衆衛生看護実践特論」では、多様な人々が暮らす地域において、ライフステージ、健康課題、社会的背景、国籍、文化等の特性を理解したうえで、個人・家族・集団・地域を対象とした公衆衛生看護活動の実践方法を学修する。「公衆衛生看護実践演習」では、グローバル社会における幅広い年齢層の多様な人々を対象にした健康課題の支援技術である保健指導、家庭訪問、健康相談、健康教育、グループ支援の組織化と展開方法を学修し、支援技術を修得する。「人口学特講」では、人口学の概論を学修したのちに、人口統計を用いた定量的分析に関する演習を通じて、政策の効果測定に対する基本的な考え方や政策的合意に関する知識を学修する。「保健統計論」では、国内外の地域における地域診断の情報収集やデータ分析において必要な保健統計の知識を学修し、各種の保健医療統計資料の読み取りや分析を通じて、データを公衆衛生看護活動に利用できる能力を修得する。「疫学特講」では、地域保健活動において必要となる疫学の基礎的な知識を学修し、グローバルヘルスの観点から地域のデータを分析し、分析結果を課題解決に用いる能力を養い、地域保健活動をリードする資質を涵養する。「ハイリスク事例支援論」では、各年代において制度の枠組みから抜け落ちる人や支援を拒む人、薬物依存症等の複雑な健康課題を有する人、定住外国人等がもつ潜在的で複雑な健康課題を抱える人への支援する能力を修得する。「コミュニティネットワーク論」では、地域課題に関連する多様な情報を包括的に収集し、地域診断を実践できる能力を修得する。また、疫学データや保健統計を用いて地域をアセスメントし、地域の健康課題を明確化する理論やPDCAサイクルの知識を学修する。「地域ケアシステム論」では、地域ケアシステムを理解し、自治体の議会や審議会等を傍聴することで政策形成の実際を学び、社会の構造や機能、政策化の基盤等についての知識を学修する。「学校保健論」では、学校保健における法的基盤や組織の特性と学校保健に関する基本的な知識を学び、定住外国人を含む子どもの特性や健康課題に応じた学校保健や地域保健での看護職の役割について学修する。「産業保健論」では、産業保健の法的基盤や組織の特性を学び、日本人労働者や外国人労働者とその家族の健康増進に向けた保健活動の実際について理解を深め、保健師活動に繋がる資質を涵養する。「健康危機管理論」では、グローバル社会に暮らす地域住民の健康増進を図るための公衆衛生看護管理の目的や機能について学修する。また、行政における災害保健活動や感染症保健活動などの健康危機管理に必要な知識を学修する。

2年次前期の「グローバルコミュニティマネジメント論」では、日本の地域保健体系における地方自治や市町村保健センターの組織体制について理解を深め、保健師配置、活動体制、

保健師活動に関する指針や統括保健師の機能と役割について学修し、個人・集団・組織や国内外における地域ケアシステムのマネジメント能力を修得する。「保健医療福祉行政論」では、保健医療福祉行政の理念と仕組み、基礎となる法律や社会制度を学修することによって日本の保健医療福祉行政の現状について理解し、国や地方公共団体が行う保健医療福祉行政施策の計画と実践に繋げる能力を修得する。「公衆衛生看護学レビュー」では、環境衛生対策、感染症対策、保健衛生教育、保健医療制度の組織化および社会保障制度の改善などの公衆衛生学関連の研究論文を精読し、発表年代を踏まえた考察を行うことで、研究結果が与えた公衆衛生への波及効果について洞察を深める。「保健政策研究」では、保健医療福祉行政の変革の歴史を踏まえ、日本および諸外国の保健医療福祉行政の改善課程において、保健政策立案が果たす役割について学修する。また、行政施策に関する世論形成の過程や政策立案の根拠となった調査などを用いて、行政と立法府、非政府組織や市民活動の役割の違いと協働について学修する。

実習科目の「公衆衛生看護実習」では、グローバル社会で暮らす多様な人々を対象に、質の高い暮らしに向けて展開されている自治体レベルでの公衆衛生活動に必要な知識、技術、態度を統合し、定住外国人を含む全ての年代の健康ニーズに対応できる能力を修得する。また実際に保健事業に参画し、健康相談、乳幼児健診、健康教室等の企画、運営や評価、家庭訪問等の実践を通して、地域における保健師の役割と機能を学修する。また、人材育成の観点では、管理職の視点から見た統括保健師の在り方も学修する。「グローバルコミュニティ実習」では、国境を越える人々への健康支援として、訪日外国人への感染症対策や健康教育について大阪や神戸の検疫所で学修し、グローバルな視点を踏まえた保健活動の計画・実施・評価ができる能力を修得する。また、国境を越える人々の健康課題や子どもの安全を確保するための公衆衛生活動についても学修し、地方自治体や関係機関との連携や協働活動が展開できる能力を修得する。

4-3-3 助産実践科学分野

『助産実践科学分野』の「助産学領域」は助産師を目指す学生を対象とした選択科目群であり、「助産学特論」「地域助産実習」「周産期学特論」「国際助産演習」「周産期健康危機管理ケア論」「助産診断技術学Ⅰ(分娩介助)」「助産診断技術学Ⅱ(継続ケア)」「助産診断技術学Ⅲ(健康診査と健康教育技法)」「助産研究レビュー」「助産診断技術実習」「新生児・乳幼児ケア論」「助産管理論」「開業助産実習」の13科目(35単位)を配置する。助産師を目指す学生のみが履修する選択必修科目9科目(27単位)と、全ての学生が履修できる4科目(8

単位) の計 13 科目(35 単位)を配置する。この 4 科目は「周産期学特論」「国際助産演習」「周産期健康危機管理ケア論」「新生児・乳幼児ケア論」であり、現代社会の重要な健康課題である周産期のケアおよび緊急対応以外に、定住外国人として異なる文化の中で働く女性外国人労働者、家族として移民した女性、国際結婚をしたカップルにみられる文化的葛藤がある中での妊娠、出産や育児によって生じる健康課題や、閉鎖された関係性によって潜在化している DV や性暴力被害への緊急対応、児童虐待への介入方法等を学修する。この科目では、医療機関と行政や地域が一体となって支援に取り組むことで、それぞれのニーズに考慮した切れ目のない地域包括ケアシステム構築につながることを学修する。

「助産学」科目は、助産師の指定規則に準拠した科目編成であり、助産師を希望する学生は本専門科目の単位を全て修得し、本研究科を修了した場合に、助産師国家試験受験資格が得られる予定である。本専門科目は、主に 1 年次前期から 2 年次前期にかけて開講する。

具体的な講義科目として、「助産学特論」では、助産学の概念と倫理、母子保健と助産の変遷と動向、助産に関連する諸制度や法規を踏まえ、現在の助産師に求められる役割と業務範囲やコアコンピテンシーを学修する。「周産期学特論」では、助産学の基盤となる産婦人科学の中の正常な分娩経過、周産期の偶発合併症、異常妊娠・異常分娩・異常産褥を学修し、異常の早期発見と予防や早期介入、治療について学修する。「国際助産演習」では、国際助産師連盟のコアコンピテンシーにあるエビデンスに沿った助産実践が行える知識と技術を修得する。また、途上国における保健医療機関の国際的な助産実践活動場面を見学し、グローバルな視点からのリプロダクティブヘルスの視座を涵養する。「周産期健康危機管理ケア論」では、複雑な背景をもつ対象者への緊急対応に関する助産診断と助産技術を修得する。また、周産期の緊急事態の兆候や対応について学修し、ハイリスクな状態への対応に備える実践力を修得する。「助産診断技術学Ⅰ(分娩介助)」では、分娩期の生理学的変化と正常経過に基づく助産診断と助産過程の展開、助産技術を修得する。また、正常からの逸脱を早期にアセスメントする診断技術と観察項目を学修する。「助産診断技術学Ⅱ(継続ケア)」では、グローバル社会に暮らす女性を対象に、妊娠期から育児期までの各期における女性の身体的・心理的・社会的特徴を、解剖生理学に基づき理解し、新しい家族を迎えて家族形成するプロセスを支援する知識を学修する。「助産診断技術学Ⅲ(健康診査と健康教育技法)」では、妊産婦や褥婦の健康診査を行うためのフィジカルアセスメントの技術、助産診断の方法と助産技術を学修する。「助産研究レビュー」では、国内外の助産関連の文献を精読し、エビデンスに基づいた助産実践の意義について学修する。「新生児・乳幼児ケア論」では、多様化・複雑化する社会で暮らす子どもをもつ家族を対象として、生涯発達の基盤となる発達段

階における支援について学修する。「助産管理論」では、助産師を規定する法律と関係する法規、および法に基づく日本国内の助産管理について学修する。また、地域で活動する助産師に必要な医療機関との連携や多職種連携、および行政との協働についても理解を深め、地域包括ケアシステム等を推進する資質も涵養する。

実習科目として、「地域助産実習」では、助産所の開設者や管理職である指導助産師のケアの見学や実習を行い、多様性のある母子への出産管理について学修する。「助産診断技術実習」では、「助産診断技術学Ⅰ～Ⅲ」で学修した知識を統合し、分娩介助事例で継続的な助産実践のプロセスを展開し、助産師としての基本的態度と技術を修得する。「開業助産実習」では、開業助産所での妊婦健康診査、正常分娩の助産管理、産後ケアの一連の助産実践力を、指導助産師からの助言を基に修得し、助産師教育課程修了時に求められるコアコンピテンシーを修得する。

4-4 ディプロマ・ポリシーと教育課程の関係

本研究科のディプロマ・ポリシー（DP）を達成するために、体系的な教育課程の編成を行っている【別添資料9】。

DP1. グローバル社会における看護実践の基盤となる保健・医療・看護や健康支援の多様性を理解し、看護や医療に関する幅広い知識と倫理観を持って対象の価値観を尊重する国際性を修得している。

本ポリシーでは、地球を一つの地域と捉えて、多様な地域に暮らす個人・集団・地域がもつ特性を理解・尊重し、そこに内包する健康課題やニーズに対する洞察を深め、価値観を尊重する国際性を基盤に課題解決に向けた看護を探究する力を修得することを述べている。このポリシーを達成するために、以下の科目を配置する。

共通科目の「研究基盤科目」（必修科目）である「国際看護学特論」において国際社会の様相と人々の健康課題の解決に向けたエビデンスに基づく国際看護学活動を学修する。また、「国際看護研究特論」において英語力の向上と国際看護研究の基礎を学修する。さらに、「看護学研究方法特論」と「保健データ解析特講」で研究力の基礎を学修する。多様な支援を提供する際に必要な、人権意識や価値観等を尊重する視座は、「研究関連科目」（選択科目）である「医療人類学特論」で学修するほか、「ジェンダー学特論」や「公衆衛生学特論」においても多様性への理解を深め、健康に影響を及ぼす地域性や文化・習慣などの要因を科学的に分析する能力を修得する。さらに、「専門科目」（選択科目）の『看護実践科学分野』『公

衆衛生看護実践科学分野』『助産実践科学分野』の各分野において、グローバル社会に暮らす日本人と外国人労働者を含む定住外国人やその家族の健康課題を、妊娠・出産・子育て期を含めて理解し、対象のニーズに沿った看護実践が提供できる力を修得するための科目を複数配置する。

DP2. 看護実践の場に内在する多様な健康課題を科学的分析力や論理的思考力によって探求し、グローバルな視点によって様々な健康課題の改善に取り組むための基礎的研究力を修得している。

本ポリシーでは、グローバル社会に暮らす人々の健康課題を環境や事象を含めて俯瞰的に捉え、複雑に絡まる諸要因を分析することで課題解決のベクトルとなるエビデンスを抽出し、科学的根拠に基づいて看護実践を探求する研究力を修得することを述べている。このポリシーを達成するために、以下の科目を配置する。

全ての学生が1年次前期より履修する「研究基盤科目」(必修科目)の「看護学研究方法特論」「保健データ解析特講」と「特別研究科目」(必修科目)の「看護研究演習」において、先行研究を基にした研究課題の抽出、研究方法の選定、研究計画書の作成、研究倫理審査の受審などの研究のプロセスを学修する。また、2年次には「看護特別研究」において、データ収集、データ分析、修士論文の作成、成果の報告などの研究プロセスを学修し、各専門領域における科学的根拠に基づいた文化に沿った看護を探求する能力を修得する。

加えて、「研究関連科目」に「公衆衛生学特論」「健康栄養学特論」「デジタルヘルスケア特講」を配置し、新しい視点の研究を行う研究力を涵養する。さらに、「専門科目」(選択科目)の「人口学特講」「保健統計論」「疫学特講」「公衆衛生看護学レビュー」「助産研究レビュー」において、大規模調査研究のデータ分析や解釈等の理解を深め、国際的な看護研究の推進に貢献する研究力を修得する。

DP3. グローバル社会に内在する健康課題の解決に向けて、専門分野の知識・技術の理解と研究を通して、専門性と独創性のある看護実践力を修得している。

本ポリシーでは、多様化・複雑化するグローバル社会の中では人々の価値観や生き方は複雑多岐になるため、それに伴う重層した健康課題に影響を与える諸要因を理解し、専門分野の知識や技術を用いて多様性のある個人・集団・地域を対象にして、創造性のある健康支援に取り組む看護実践力を修得することを述べている。このポリシーを達成するために、以下の科目を配置する。

専門性の高い看護実践力を修得するための科目は「専門科目」（選択科目）の『看護実践科学分野』『公衆衛生看護実践科学分野』『助産実践科学』の各分野に配置されたすべての科目であり、学生は自身が希望する専門性を修得できる科目を選択する。さらに、研究力を基盤とした看護実践力を修得するために、「特別研究科目」で専門性の高い研究を行う。

カ. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1. 教育方法

本研究科では、グローバル社会に暮らす多様な人々が有する価値観や生活習慣を理解、尊重し、その健康課題を顕在化し、課題解決するための国際性と研究力を基盤として、新たな看護や健康支援サービスを探求し、切れ目のない継続的な医療・看護を提供することで人々の健康と幸せに貢献する人材を養成するために、以下の教育課程と内容で教育を展開する【別添資料8】。

1-1 教育課程と配当年次

本研究科の教育課程と配当年次は2年間で修士論文が完成できる科目編成となっている。1年次には、共通科目および学生が専攻する分野の特論と特講や演習科目を履修し、2年次には「看護特別研究」での修士論文の作成に取り組めるカリキュラムとしている。本研究科は、年間2学期のセメスター制度を採用している。

「特別研究科目」（必修科目）の「看護研究演習」「看護特別研究」は、1年次と2年次の通年の授業とし、学生は担当教員の演習授業を通して、2年間かけて修士論文を完成させる。

「共通科目」の「研究基盤科目」群（必修科目）および「研究関連科目」群（選択科目）は本研究科での国際性と看護研究力を培う基礎となる科目であり、主に1年次前期に配置する。

「専門科目」の『看護実践科学分野』にある「基盤専門看護学領域」「生涯発達看護学領域」「国際地域看護学領域」の科目群を1年次後期に配置する。各特論は講義形式で実施し、講義中のクリティークやグループディスカッションを通して、本研究科での中核的な科目とする。

『公衆衛生看護実践科学分野』にある「公衆衛生看護学領域」の科目群は、保健師国家試験受験資格を取得するための専門科目群で編成され、講義と演習科目は主に1年次と2年次前期に配置し、臨地実習科目（2科目）は2年次通年科目として配置する。

『助産実践科学分野』にある「助産学領域」の科目群は、助産師国家試験受験資格を取得するための専門科目群で編成され、講義と演習科目は主に1年次前期、1年次後期、1年次通年科目として配置する。臨地実習科目（3科目）は、1年次前期、1年次通年、2年次通年科目として配置する。

全ての授業科目のシラバスを作成し、授業の目的、能力開発メソッド、授業概要、授業計画、到達目標と学修効果、成績評価の基準と方法、事前事後学習を詳細に記載し、学生の科目履修を支援する。

1-2 授業方法

授業形態は、講義、演習、実習のいずれかによるものとする。学生の主体的な学修を促進するため、グループワークやディスカッション等の双方向型授業とし、学生の事前学習資料を基にしたプレゼンテーションを積極的に取り入れる。入学定員が12名であるため、講義科目や演習科目では1クラス4名から12名程度の少人数グループで展開する。最新の知識や技術を学修するために、科目によっては関連領域の複数の専任教員および専門分野の多様な教育研究者などの兼任・兼任教員によるオムニバスによる授業を展開する。授業は原則、対面授業で行うが、一部の講義と実習や、さらに社会人への対応のために様々な工夫を行い、全ての学生が履修しやすい授業方法とする。複数の教員で担当する場合には、各科目の学修到達目標を達成するために一貫性をもった科目進行が行われるように、科目責任者を設定する。

2. 履修指導

2-1 履修指導方法

入学時に行う学生オリエンテーションにおいて、入学から修了までの履修計画に基づき、各学期に履修すべき必修科目、選択必修科目、選択科目について詳細に説明し、学生への周知徹底を図る。本研究科は入学定員12名で、『看護実践科学分野』『公衆衛生看護実践科学分野』『助産実践科学分野』の3分野（各4名）からなり、各分野の選択は入学時に決定し

ており、入学以降は原則、変更できない。各分野の履修者に対して、必修科目の履修時期や、履修が望ましい選択科目について指導を行い、学生が効果的に履修できるように支援する。

主なオリエンテーション内容としては、以下の通りである。

- ・各分野の1年次から2年次修了までの履修計画の全体像について説明する。
- ・各年次における必要な履修科目について説明し、履修登録が円滑に行えるようにする。
- ・各分野の選択科目の履修について助言を行う。
- ・保健師および助産師の国家試験受験資格取得に伴う履修科目について説明する。

2-2 修了要件

2-2-1 修了要件単位数

本研究科における、『看護実践科学分野』の修了要件は本研究科に2年以上在籍し、特別研究科目から6単位、共通科目から16単位以上（うち必修科目8単位）、専門科目から8単位以上（うち選択必修6単位）の合計30単位以上を修得するとともに、研究指導を受けた修士論文の審査および最終試験に合格することとする。

保健師を目指す『公衆衛生看護実践科学分野』の学生は、30単位の修了要件に加えて、「公衆衛生看護学」の科目から31単位以上（うち選択必修科目25単位）を修得し、合計61単位を修得することを修了要件とする。

助産師を目指す『助産実践科学分野』の学生は、30単位の修了要件に加えて、「助産学」の科目から31単位以上（うち選択必修科目27単位）を修得し、合計61単位を修得することを修了要件とする。

国際看護学研究科看護学専攻修士課程の修了要件

分野		看護実践科学分野		公衆衛生看護実践科学分野		助産実践科学分野	
		必修(選択必修)	選択	必修(選択必修)	選択	必修(選択必修)	選択
特別研究科目		6単位	—	6単位	—	6単位	—
共通科目	研究基盤科目	8単位	—	8単位	—	8単位	—
	研究関連科目	—	選択4科目 (8単位以上)	—	選択4科目 (8単位以上)	—	選択4科目 (8単位以上)

専門科目	看護実践科学領域	選択領域 3 科目 (6 単位)	その他の 選択科目 から 2 単 位以上	—	その他の 選択科目 から 4 単 位以上	—	その他の 選択科目 から 4 単 位以上
	公衆衛生看護実践科学領域	—		選択領域 18 科目 (35 単位)		—	
	助産実践科学領域	—		—		選択領域 13 科目 (35 単位)	
合計		30 単位		61 単位		61 単位	

2-2-2 具体的な履修指導方法

本研究科は『看護実践科学分野』『公衆衛生看護実践科学分野』『助産実践科学分野』の3分野を専攻する研究科である。それぞれの分野での履修科目は、以下の通りである【別添資料10】。

① 看護実践科学分野の履修モデル

「特別研究科目」(6単位、1年次から2年次通年)を履修する。「共通科目」(必修科目)の「国際看護学特論」(2単位、1年次前期)、「看護学研究方法特論」(2単位、1年次前期)、「国際看護研究特論」(2単位、1年次前期)、「保健データ解析特講」(2単位、1年次前期)の4科目(8単位)を履修し、「研究関連科目」(選択科目)の「ジェンダー学特論」(2単位、1年次前期)、「公衆衛生学特論」(2単位、1年次前期)、「健康栄養学特論」(2単位、1年次後期)、「医療人類学特論」(2単位、1年次後期)、「デジタルヘルスケア特講」(2単位、1年次前期)の5科目中4科目(8単位)を履修し、計16単位を履修する。

専門科目(選択科目)の「看護管理特論」(2単位、1年次後期)、「慢性・老年看護特論」(2単位、1年次後期)、「看護技術特論」(2単位、1年次後期)、「小児・思春期健康支援特論」(2単位、1年次後期)、「プレコンセプションケア特論」(2単位、1年次後期)、「セクシュアリティ看護特論」(2単位、1年次後期)、「地域在宅看護特論」(2単位、1年次後期)、「精神保健特論」(2単位、1年次後期)、「国際保健活動特論」(2単位、1年次後期)の9科目(18単位)の中から、専攻する看護学領域の関連科目(必修科目)を3科目(6単位)履修と、それ以外に、「看護実践科学」「公衆衛生看護学」「助産学」の3領域から1科目(2単位)以上履修する。2年間で合計30単位を修得し、修士論文を提出する。

② 公衆衛生看護実践科学分野の履修モデル

「特別研究科目」(6単位、1年次から2年次通年)を履修する。「共通科目」(必修科目)の「国際看護学特論」(2単位、1年次前期)、「看護学研究方法特論」(2単位、1年次前期)、「

「国際看護研究特論」(2単位、1年次前期)、「保健データ解析特講」(2単位、1年次前期)の4科目(8単位)を履修し、「研究関連科目」(選択科目)の、「ジェンダー学特論」(2単位、1年次前期)、「公衆衛生学特論」(2単位、1年次前期)、「健康栄養学特論」(2単位、1年次後期)、「医療人類学特論」(2単位、1年次後期)、「デジタルヘルスケア特講」(2単位、1年次前期)の5科目中4科目(8単位)、計16単位を履修する。

「公衆衛生看護学領域」の「公衆衛生看護学特論」(2単位、1年次前期)、「公衆衛生看護実践特論」(2単位、1年次前期)、「公衆衛生看護実践演習」(2単位、1年次前期)、「人口学特講」(2単位、2年次後期)、「保健統計論」(2単位、1年次前期)、「疫学特講」(2単位、1年次前期)、「ハイリスク事例支援論」(2単位、1年次後期)、「コミュニティネットワークワーキング論」(2単位、1年次後期)、「地域ケアシステム論」(2単位、1年次後期)、「学校保健論」(1単位、1年次後期)、「産業保健論」(1単位、1年次後期)、「健康危機管理論」(2単位、1年次後期)、「グローバルコミュニティマネジメント論」(2単位、2年次前期)、「保健医療福祉行政論」(2単位、2年次前期)、「公衆衛生看護学レビュー」(2単位、2年次前期)、「保健政策研究」(2単位、2年次後期)、「公衆衛生看護実習」(4単位、2年次通年)、「グローバルコミュニティ実習」(1単位、2年次通年)の18科目(35単位)の選択必修科目を全て履修し、それ以外の『看護実践科学分野』と『助産実践科学分野』の選択科目から2科目(4単位)以上履修する。2年間で合計61単位以上を修得し、修士論文を提出する。

③ 助産実践科学分野の履修モデル

「特別研究科目」(6単位、1年次から2年次通年)を履修する。「共通科目」(必修科目)の「国際看護学特論」(2単位、1年次前期)、「看護学研究方法特論」(2単位、1年次前期)、「国際看護研究特論」(2単位、1年次前期)、「保健データ解析特講」(2単位、1年次前期)の4科目(8単位)を履修し、「研究関連科目」(選択科目)の、「ジェンダー学特論」(2単位、1年次前期)、「公衆衛生学特論」(2単位、1年次前期)、「健康栄養学特論」(2単位、1年次後期)、「医療人類学特論」(2単位、1年次後期)「デジタルヘルスケア特講」(2単位、1年次前期)の5科目中4科目(8単位)、計16単位を履修する。

「助産学領域」の「助産学特論」(2単位、1年次前期)、「地域助産実習」(2単位、1年次前期)、「周産期学特論」(2単位、1年次後期)、「国際助産演習」(2単位、1年次後期)、「周産期健康危機管理ケア論」(2単位、1年次後期)、「助産診断技術学Ⅰ(分娩介助)」(2単位、1年次通年)、「助産診断技術学Ⅱ(継続ケア)」(2単位、1年次通年)、「助産診断技

術学Ⅲ（健康診査と健康教育技法）」（3単位、1年次通年）、「助産研究レビュー」（2単位、1年次通年）、「助産診断技術実習」（6単位、1年次通年）、「新生児・乳幼児ケア論」（2単位、2年次前期）、「助産管理論」（2単位、2年次前期）、「開業助産実習」（6単位、2年次通年）の13科目（35単位）の選択必修科目を全て履修し、それ以外の『看護実践科学分野』と『公衆衛生看護実践科学分野』の選択科目から2科目（4単位）以上履修する。2年間で合計61単位以上を修得し、修士論文を提出する。

2-3 長期履修制度

本研究科では、学生が職業を有している等の事情により、標準修了年限を越えて一定期間にわたり、計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合に、長期履修制度を認める。長期履修制度を利用した場合の履修モデルは【別添資料8】に示す。

(1) 申請資格

有職者（正規・非正規に限らず、その収入で生計を立てている者）、出産、育児や介護、その他のやむを得ない事情を有する者。

(2) 申請時期

入学時の学納金を納入する際に申請する。

(3) 長期履修期間及び在学可能期間

- ・標準修業年限・・・2年
- ・長期履修期間・・・3年
- ・在学可能期間・・・4年（標準修業年限2年×2）

なお、休学の期間はこの期間に含まない。

(4) 授業料

長期履修学生の学納金の年額については、学納金に標準修業年限の年数を乗じた額を、長期履修期間の年数で除した額とする。

2-4 研究指導のプロセス

入学希望者は、入学選抜試験を受験する前に希望する分野の研究指導教員との面談によ

り専攻分野の教育・研究内容の説明を受ける。また、面談では、予定している研究課題と履修計画の確認を行う。入学後に、再度、研究課題の確認を行い、学生の希望に基づき、研究指導教員を研究科委員会で決定する。

研究指導教員は学生1名につき、主研究指導教員（以下、主指導教員）1名とし、それに加えて1名の副研究指導教員（以下、副指導教員）が担当する。副指導教員は主指導教員と協力して、学生の研究指導及び主指導教員の補助を行う。また、副指導教員は主指導教員とは別の視点から学生の研究計画や論文作成の内容について意見交換を行い、学生の研究と論文に客観性と妥当性を付与する等の指導を行う。

具体的な研究指導と修了までのスケジュールは、以下に述べる【別添資料11】。

2-4-1 修士論文作成のプロセスと研究指導

① 研究課題の明確化と修士論文研究計画書の作成

入学した4月より、主指導教員と副指導教員は、学生の探求しようとする研究課題について、文献検索や諸資料の情報収集に関する指導を行い、研究課題に関連する研究全体の把握と文献のクリティークによる研究課題の選定を行う。研究課題に沿った研究方法を指導し、学生は、修士論文研究計画書（以下、研究計画書）の作成を行う。

② 修士論文中間発表会の実施（1年次）

修士論文中間発表会を11月に実施する。発表会では、主指導教員と副指導教員以外の教員から助言や指導を受け、指摘された事項を受けて研究計画書を修正する。修士論文中間発表会は、学生が標準修業年限で課程を修了できるように研究計画書を作成し、発表する機会を設けることによって、研究指導教員以外の教員からの助言や指導を得て研究の充実を図ったり学生が互いに学びあう姿勢を醸成したりすることを通して、研究計画書を立案できる能力を修得することを目的とする。

③ 研究計画書の記載内容

研究計画書には学籍番号、氏名、研究指導教員名、分野および領域名を記載する。研究計画書の内容は研究課題、研究の背景（先行研究の検討を含む）、研究の意義、研究目的、研究方法（対象、研究方法、分析方法、倫理的配慮、利益相反、引用文献）である。

④ 研究倫理審査申請（1年次）

学生は1年次後期の2月を目途に研究計画書に基づいた研究倫理審査申請書を作成し、研究倫理審査を受審することによって研究実施の承認を得る。また必要に応じて、研究対象施設での研究倫理審査の承諾も得る。研究倫理審査は、大手前大学大学院国際看護学研究科研究倫理委員会において、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に基づいて、当該研究が適正に倫理的配慮が遵守されているか否かについて審査を行う【別添資料12】。

研究倫理審査委員会の審査によって研究が承認されたのちに、学生は研究計画書一式と研究実施承認通知書の複写を教務課に提出する。学生は必要な全ての倫理審査機関の承認を受けた後、研究計画書に沿って研究活動を開始する。

⑤ 研究の実施（2年次）

学生は研究倫理委員会の承認を得た後に研究を実施する。主指導教員と副指導教員の助言や指導を受けながら、研究計画に基づいてデータ収集、データ分析、結果の整理を行い、修士論文審査委員会（11月）の論文審査に備える。

⑥ 修士論文審査委員会（2年次）

本研究科における修士論文の審査は、大手前大学大学院研究科委員会規程第3条第一項（3）に基づき研究科委員会の定める修士論文審査委員会が行う。修士論文審査委員会では、研究科長が本研究科の指導教員の中から各論文につき主査1名および副査2名を選出し、指名する。

⑦ 修士論文の審査体制（2年次）

学生は2年次の11月に学位修士（看護学）審査申請書等一式を修士論文審査委員会に提出する。関係書類は、1)修士論文審査願1部、2)修士論文5部（原本、主査1、副査2、閲覧用1）、3)論文要旨（2,000字以内）5部（原本、主査1、副査2、閲覧用1）、4)単位修得証明書3部（論文審査の主査1、副査2）とする。修士論文審査は、研究科長が本研究科の指導教員の中から各論文につき指名した主査（1名）および副査（2名）が行う。審査の客観性、公平性、厳格性を保証するために、主指導教員、副指導教員は、指導学生の審査においては主査になることはできないこととする。

⑧ 修士論文審査（2年次）

研究科長が指名した主査1名と副査2名で修士論文審査を2年次の11月に行う。学生は修士論文の研究発表を行い、口頭試問を受ける。学生は主査と副査から受けた助言を基に論文を修正し、12月の再審査修士論文提出期限までに修正した論文を教務課に提出し、1月に実施する修士論文発表会と2月の口頭試問に備える。

⑨ 修士論文発表会の開催と合否判定（2年次）

修士論文発表会を2年次の1月に実施する。修士論文発表会では、主査や副査の助言や指導を受けて修正した修士論文の内容を研究科委員会の構成員に対して発表する。発表会後に実施する研究科委員会委員による修士論文合否判定会議での可否投票により、出席者の過半数の「可」票の獲得をもって合格とする。

⑩ 修士学位論文の製本と提出

修士論文審査および最終試験に合格した学生は、学位論文作成要領に基づいて修士学位論文3部を作成し、教務課に提出する。提出期限は3月の定めた日とする。

2-4-2 公衆衛生看護実践科学分野と助産実践科学分野の学生の研究活動

本研究科の3分野は、夜間開講と土曜日開講を取り入れているが、『公衆衛生看護実践科学分野』と『助産実践科学分野』の保健師および助産師国家試験受験資格取得のためのカリキュラムは、臨地実習を含め原則、平日の昼間開講としている。ただし、『助産実践科学分野』の「開業助産実習」については分娩介助を行うため、学生の学びの進捗状況を踏まえて、臨地実習指導者と調整しながら夜間実習も取り入れる。両分野の学生は、平日の昼開講科目と、平日の夜間および土曜日開講科目の両方を履修する必要があり、その点は入学前の事前履修相談の段階で学生に周知、確認を行う。

両分野の学生は、2年間で、『看護実践科学分野』の2科目4単位に加えて、専門科目群35単位を追加して修得する必要があるが、多くの科目群は1年次に集中している。『公衆衛生看護実践科学分野』の学生は、1年次が20単位、2年次が15単位であり、『助産学実践科学分野』の学生は、1年次が25単位、2年次が10単位である。1年次についてはやや過密なカリキュラムであるものの、2年次は研究に必要な時間を確保できるカリキュラムとしている【別添資料10】。

『看護実践科学分野』の学生を対象にした、長期履修制度適用の3年間の履修モデルでは、2年次と3年次が主に研究に当てられる期間となっている【別添資料8】。

以上の理由により、『公衆衛生看護実践科学分野』と『助産学実践科学分野』の学生においても、必要な研究時間は十分に確保できる。

2-5 成績評価

2-5-1 研究成果の審査

11月の修士論文審査後に、修士課程修了希望者は12月の再審査修士論文提出期限までに審査用の修士論文3部と申請書類を教務課に提出する。教務課担当者は研究課題および申請に伴う様式書類等を確認後、修士論文と審査結果要旨記入書類を主査1名と副査2名に配布する。

主査と副査は、個別項目評価について各5段階（3を標準として、5を最高、1を最低とする）で評価する。評価項目の内容は、① 課題設定の妥当性と研究のオリジナリティ、② 先行研究の検討と関連する研究との関係、③ 研究倫理手続きの妥当性と遵守、④ 研究計画と研究方法の妥当性、⑤ データ収集と分析方法の妥当性、⑥ 論述と論理の妥当性、である。

2-5-2 面接審査

主査及び副査の面接による質疑応答を1名30分で行い、学生は質問に対して的確に対応しているかを評価する。

2-5-3 総合評価

研究成果審査および面接審査の結果から、最終的な総合評価を行う。

キ. 基礎となる学部（又は修士課程）との関係

グローバル社会に暮らす多様な人々を対象とし、個人・集団・地域がもつ価値観や生活習慣の多様性を理解・尊重し、それぞれがもつ多様性を考慮した看護実践の学問である国際看護学の研究と教育を展開する本研究科の基礎となる学部学科は、国際看護学部看護学科である。

国際看護学部では、大手前大学の考える国際看護学の定義に従い、基礎的看護技術、多様

性の理解、グローバルコミュニケーション能力を涵養し、ミクロの視点での国際看護学を教育している。一方、本研究科では学部教育での国際看護学を基礎として、グローバル社会に暮らす個人・集団・地域がもつ価値観や生活習慣の多様性を理解し、人権を尊重する国際性、疾病構造や健康課題に影響を与える諸要因を顕在化させる研究力、多職種と連携しながら対象のニーズに沿った看護を具現化できる専門性のある看護実践力の3要素を修得させる個人・集団・地域を包括したマクロな視点での国際看護学を教育する【別添資料13】。そのために、本研究科では、「特別研究科目」「共通科目」に加えて、「専門教育科目」を『看護実践科学分野』『公衆衛生看護実践科学分野』『助産実践科学分野』の3分野に区分しており、学部の専門分野を大学院修士課程において発展的に学修ができ、研究が可能となる教育課程としている。本研究科の『公衆衛生看護実践科学分野』では保健師を養成し、『助産実践科学分野』では助産師を養成する科目を配置している。国際看護学部では全ての学生が4年間の国際看護学の学修と看護師国家資格取得に集中できる教育課程となっており、保健師または助産師を希望する学生は大学院修士課程における公衆衛生看護学または助産学の学修を行う。

国際看護学研究科の多くの教員が国際看護学部看護学科を兼務するため、これら二つの課程は、それぞれが独立性を維持しながらも段階的な教育や一体的な運営が可能となるように、教育課程に連続性と一貫性を持たせて、教員組織や専門領域を構成している。学部および大学院修士課程の各分野への教員は、それぞれの研究領域に対応して配置されており、いずれの分野においても研究領域の独立性を担保しながら学部と大学院との一体的な運営を行い、さらに領域間の連携も発展させていく。

本研究科と基礎となる学部の国際看護学部看護学科との関係は、以下の図に示す通りである。

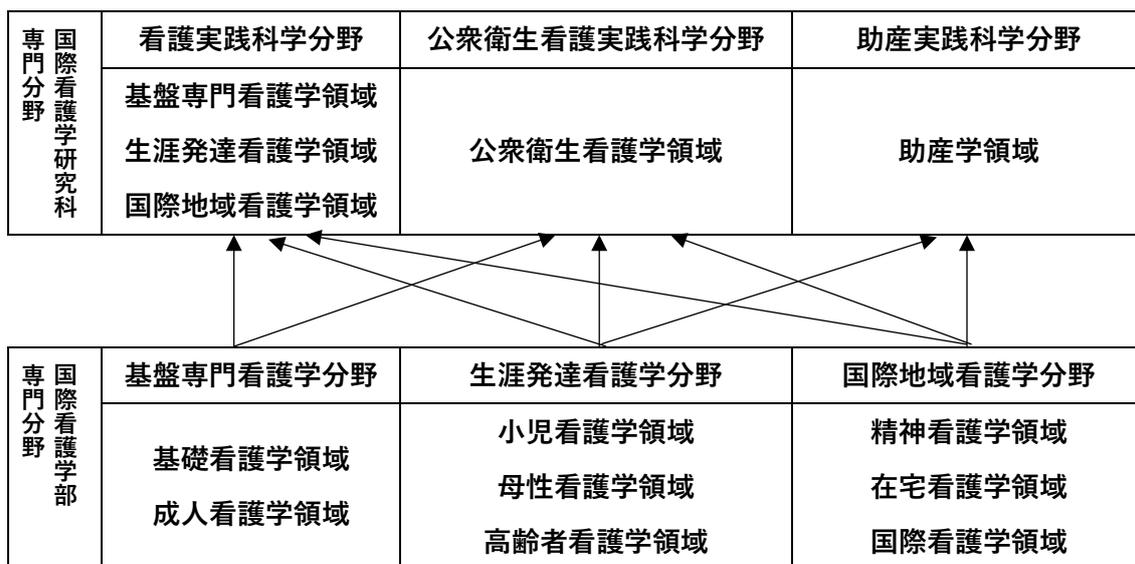


図 基礎となる国際看護学部と本研究科専門分野との関係図

ク。「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

本研究科に入学する学生は、大学を卒業後に大学院へ進学する学生、現職看護職、看護職経験を有する社会人等を想定している。看護職としての実務経験を重ねた社会人が入学することは、学生同士で多面的に人や事象を捉えて議論することを可能とし、研究者としての視点だけでなく人の営みや社会に対する洞察力も涵養される教育環境が醸成できる場を作り出す。そこで本研究科では、実務経験を有する多様な学生に対応するため、大学院設置基準第14条による教育方法の特例を実施すると同時に、希望者には長期履修制度を設ける。

1. 修業年限

長期履修制度における本研究科（修士課程）の修業年限は3年とする。『公衆衛生看護実践科学分野』と『助産実践科学分野』の学生には長期履修制度を適用しない。

2. 履修指導および研究指導の方法

本研究科での履修指導は、常勤・非常勤に関わらず職に就いている学生には勤務体制の配慮などの職場の理解や協力を得るよう、入学前の面談において履修指導を行う。履修指導の際には、教育効果を高め、計画的に研究活動等が行えるように、職場の勤務状況も相談しながら履修の順序等についても配慮する。研究指導の方法としては、対面による指導を原則として、学生の状況によっては非対面による研究指導の方法も取り入れ、学生の研究や履修が順調に進むように指導する。

3. 授業の実施方法

本研究科における授業の実施方法として、少人数制による対面による講義を原則とする。「特別研究科目」「共通科目」「専門科目」は主に昼間開講（月曜日～金曜日の1時限目～5時限目）とし、講義形式以外に学生同士のディスカッションやプレゼンテーション等を取り入れ、学生が主体的に学ぶ環境となるような授業展開とする。また、『公衆衛生看護実践科学分野』と『助産学実践科学分野』の関連科目は原則、昼間（月曜日～金曜日の1～5時限目）の開講のみとするが、社会人学生への対応として、夜間開講（6時限目）と土曜日開講（1時限目）の科目も設置し、学生が履修しやすい工夫をしている。

4. 教員の負担の程度

本研究科では、全ての教員が学部の科目担当を兼務することから、特定の教員に過度な負担とならないよう、担当講義数の標準化や平等性に配慮する。また本研究科は、平日の夜間および土曜日にも開講するため、夜間や土曜日に講義を担当する場合には、学部の担当授業科目の時間割を調整する等、勤務時間を考慮することによって担当教員の負担を軽減する。

5. 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮

図書館は授業時間に合わせ平日20時まで、土曜日は17時まで開放し、学生の研究活動及び国家試験受験に向けた学修を支援する。図書館には学生対応を適切に行えるよう、図書館司書などの必要な職員を配置する。大学院学生の自習室（B棟5階）には、学生数の机、プ

リント、インターネット環境を整備し、授業時間以外にも研究活動が行えるよう配慮する。インターネット環境の維持・管理は情報メディアセンターが担当し、オリエンテーションや機器修理の学生の対応に当たる職員を配置する。

6. 入学者選抜の概要

本研究科では、入学者選抜を一般選抜および社会人選抜（通算2年以上の看護職としての実務経験を有する者）として実施する。両入学者選抜方法は「サ. 入学者選抜の概要」の項目に記載している。（後述）

ケ. 実習の具体的計画

1. 公衆衛生看護実践科学分野の実習について

1-1 実習の目的

『公衆衛生看護実践科学分野』の実習は以下の2科目（計5単位）であり、実習の目的は以下のとおりである。これらの実習を履修することにより、公衆衛生看護学の基本的実践力を修得する【別添資料14】。

① 公衆衛生看護実習（4単位）

本実習の目的は、公衆衛生活動に必要な知識・技術・態度を統合し、全ての年代の様々な健康レベルにある人々や保健サービス提供の場（地域）に対し、各々の健康ニーズに対応できる能力を修得することである。また、年々増加している定住外国人に対し、言語による情報格差や母国と異なる生活習慣や文化によって起こる健康課題に対応できる能力を修得する。さらに、市町村の保健医療計画に基づき保健サービスを提供する保健師の役割や、関係機関との連携の実際を学び、健康課題の解決に向けて地域特性を踏まえた保健活動の計画・実施・評価能力を修得する。

② グローバルコミュニティ実習（1単位）

本実習の目的は、日本国内における訪日外国人や定住外国人に対する相談活動を通して保健・医療・福祉の連携の実際を学修することである。また、他国籍の地域住民等の健康支援のための関係機関の協働活動を理解し、健康支援を展開できる基本的能力を修得する。さらに、検疫所の活動を通して国境を越える人々の移動に伴う健康課題とその対応に関する公衆衛生看護の役割を捉え、グローバルな視点で国内の地域住民や定住外国人への健康支援、関係機関との協働活動の展開について学修する。

1-2 実習先の確保の状況

上記の各実習目標に応じた施設の中で、以下の方針に基づいて実習先を確保している【別添資料 15】。

- ① 本研究科がある大阪大手前キャンパス（大阪府中央区）に近接した大阪府内の自治体において実習を行う。大阪府は日本におけるグローバル社会の先進地域であり、多様な人々への保健師活動を学修する。
- ② グローバルコミュニティ実習では、検疫所および訪日外国人や定住外国人の支援を行っている施設での実習を通じて、日本国内での外国人コミュニティにおける健康支援を学修する。

実習施設は以下のとおりである。

公衆衛生看護実習	大阪府内各保健所
グローバルコミュニティ実習	大阪検疫所（大阪府大阪市港区築港4丁目10-3） 神戸検疫所（兵庫県神戸市兵庫区遠矢浜町1-1） 一般社団法人社会的包摂サポートセンター

1-3 実習先との契約内容

実習施設に所定の契約書や実習要綱が存在する場合は、内容を双方で検討の上、原則として実習施設の定めた様式に従う。実習施設と本研究科との実習契約書の内容は、以下の通りである。

- 実習委託の内容
- 実習の内容
- 契約期間
- 実習委託料
- 実習生の遵守義務
- 実習中の事故及び感染症対策
- 個人情報・機密情報の保護と対応
- 契約解除その他の条項

また、実習生としての遵守義務と実習中の健康管理の詳細を以下に示す。

① 実習生としての遵守義務

実習要綱の中に事故防止・感染症防御対策、個人情報保護に関するマニュアルを掲載し、学生、教員及び実習関係者に周知徹底する。実習で知り得た個人情報については、個人情報保護法に基づいて守秘義務を遵守しなければならないことを、オリエンテーションを通じて学生に認識させるとともに、学生は所定の条項を遵守する旨の誓約書を提出する。実習で知り得た個人情報や法人機密情報等を第三者に漏洩しない旨を明記した「個人情報保護に関する実習誓約書」を実習先に提出する。様式は本学国際看護学部書式に準ずる。また、学生は個人情報保護法を遵守することを記した誓約書を提出する。

② 実習中の健康管理

学生全員の定期健康診断を実施したうえで、実習前には実習先での感染症防止のために麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎の抗体検査、B型肝炎抗原・抗体検査、ツベルクリン検査（あるいはQFT検査）、胸部X線検査等を学生に対して実施する。抗体検査が陰性の場合には、当該学生にワクチン接種を指導し、接種後は証明書を提出させる。また、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチンについても接種を推奨する。

1-4 実習水準の確保の方策

① 実習調整会議

大阪府では現在、17校の約300名程度の学生が保健師養成課程の実習を行っている。そのため、実習調整会議が毎年大阪府地域保健課により開催されており、本研究科もこの会議に開設後の令和5（2023）年度より参加することが決定している。また、設置準備期間であ

る現在も、同課とは種々の連携を行っている。本研究科は同課のある大阪府庁から徒歩5分という地の利もあり、緊密な関係を構築しつつある。さらに、大阪府下には大阪府看護系大学協議会が発足しており、この会議には大阪府看護協会からの出席者も参加している。本学もその構成団体として保健師養成課程をもつ大阪府下の他の看護系大学とともに月例で担当者会議を開催している。これらの会議で、保健師養成課程の実習に関する要望の取りまとめや、新型コロナウイルスを含む感染症対応などについても迅速に協議、対応している。

② 臨地実習委員会（保健師臨地実習小委員会）

本学国際看護学部では、全看護領域で構成する臨地実習委員会を組織しており、大手前大学全体で臨地実習を支援する組織としての明確な位置づけがなされている。そこで、従来の学部組織を活かして本研究科では、保健師臨地実習小委員会を組織する。臨地実習委員会では大手前大学内の実習調整を包括的に行えるようにするとともに、小委員会では『公衆衛生看護実践科学分野』の独自性を持った実習について検討する。

③ 実習要綱の配布

学生と臨地実習指導者に実習要綱を配布し、学生には事前に臨地実習の目的、目標、実習方法、実習内容、実習上の注意事項等を説明し、実習前より目的意識を持たせると同時に、事前学習の意味や必要性等について理解させ、準備体制を整えるように指導する。また、学生が何に基づいて行動しているかを、臨地実習指導者と共有する。学生は臨地実習中には、常に「実習要綱」を携帯し、内容を確認できるようにする。実習要綱は、実習施設ごとに必要な数を配置する【別添資料16】。

④ 実習配置

各実習施設の配置学生数は4名を基本とし、詳細は施設との相談のうえ決定する。複数名の学生を配置することによりピアサポートが期待できるほか、カンファレンス等で効果的な学習内容の共有やフィードバックが行える。やむを得ず1名の配置を行う場合には、学生の当該施設までの通学距離や時間とともに、学生の経歴、学修の準備状況、進路・就職先の希望などを総合的に考慮して決定する。

⑤ 実習指導体制

実習指導は、実習学生1グループに対して、原則1名の専任指導教員体制とする。専任指

導教員は実習配置の計画を基に実習先に出向き、実習施設の臨地実習指導者と協力して学生の指導を行う。専任指導教員は責任をもって、臨地実習指導者と連携しながら、実習の内容と臨地の指導体制に応じた実習を展開する。

1-5 実習先との連携体制

実習施設の臨地実習指導者と本研究科の教育方針、実習の目的や目標を共有し、相互に密接な連携をとり、実習方法や内容、評価基準や方法および指導教員と臨地実習指導者との役割分担等について協議し、調整を行う。

実習を円滑に行うために、実習先との連携体制は以下のようにする。

① 実習指導者連絡会

『公衆衛生看護実践科学分野』の担当教員が検討した全体的な方針に基づき、各科目の実習前に各実習施設の臨地実習指導者と担当教員との間で、実習の目的、方法、指導方法、役割分担、具体的な実習の進め方等について確認する。

② 実習指導者研修会

各実習施設の臨地実習指導者と本研究科の教員を対象として、学生への教育効果、学生への対応方法、実習指導方法、情報システム、最新の臨床知見などに関する研修会を年に1回以上開催する。

1-6 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

① 感染予防対策

本研究科の学生には、実習前には実習先での感染症防止のため、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎の抗体価検査、B型肝炎抗原・抗体検査、ツベルクリン検査（あるいはQFT検査）、胸部X線検査等を実施する。抗体検査が陰性の場合には、当該学生にワクチン接種を指導し、接種後は証明書を提出させる。また、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチンについても接種を推奨する。

② 保険等の加入

実習で起こる可能性のある事故に備えて、実習中の接触感染（針刺し事故を含む）、院内

感染、学生自身の傷害事故および第三者に対する賠償責任保証等を総合補償する補償制度（一般社団法人日本看護学校協議会共済会 WiLL）に加入させる。

③ 事故防止への対応

学生は被災、過失等に関わらず事故等にあった場合には、速やかに実習担当教員に報告し、指示を仰ぐ。実習担当教員が学生からの報告を受けた場合には、速やかに科目責任教員に報告し、科目責任教員は「事故・感染症等発生時の対応フローチャート」にしたがって、実習施設及び研究科関係者に連絡する。科目責任教員は事後の処置を円滑かつ適切に行えるよう関係者への連絡を行うとともに、再発防止策を講じる。また、学生及び実習担当教員は、当該事故について「実習中のインシデント振り返りシート①、②」を作成し、上記フローチャートに基づき書面で報告する。

④ 感染症が発症した場合の対応

学生が感染症を発症した場合は、実習施設関係者や他の学生等への感染を防止するため、上記フローチャートに基づいて対処し、同じ実習先で別の学生が実習している場合には、当該学生にも知らせる。感染症を発症した学生の実習を履修延期させる場合には、当該学生の学修を保障するために、別期間で実習を行う。

1-7 事前・事後における指導計画

① 実習前の指導計画

実習においては、対象者に不利益が生じないように、また、対象者の人権に配慮しつつ実習を進めるよう、実習の意味や目的等について事前の教育・指導を十分に行う。実習前オリエンテーションを十分に行うとともに、各実習開始時には科目別実習計画を具体的に説明し、各自の実習に対する動機付けを明確にする。

② 実習後の指導計画

実習最終日には、臨地実習施設において実習報告会を開き、臨床指導者とともに、実習内容と学びや気づきを共有し、実習目的・目標に照らして実習の総括を行う。実習終了後には、それぞれの実習先における体験を発表する報告会を学内で実施し、学生同士で情報を共有することによって今後の学修に活かすものとする。

指導教員は、実習の記録物を用いて学生と個人面談を行い、実習内容を振り返り、次の実

習に向けての指導を行う。個人情報保護の観点から、学生の記録物は電子的な記録媒体にパスワードを付けて保存し、実習後直ちに大学が回収する。また、紙面によるメモ類は実習記録作成が終了した時点で、学生がシュレッダー等で破棄処分することを厳重に指導する。

1-8 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

科目責任教員は、各実習施設に実習要綱を配布した上で、臨地実習指導者と連携し、実習の計画、実施、評価に責任をもつ。『公衆衛生看護実践科学分野』の担当教員全員は、学生の指導状況について共有し、臨地実習指導者にも学生の指導状況を十分に報告しながら、実習に支障がないよう行動する。また、配置されている教員が臨地実習施設を離れる場合には、必ず携帯電話を携帯し、不測の事態等の場合には速やかに対応する。実習日に担当する授業科目がある場合には、臨地実習指導者と十分に連絡を行い、連絡方法や対応等を事前に打ち合わせる【別添資料 17】。

1-9 実習施設における指導者の配置計画

実習施設には、実習指導者の資格を有するか、それと同等の能力があると認められる経験豊かな臨地実習指導者の配置を依頼し、教育の充実を図る。臨地実習指導者と教員の役割については、各実習の実習要綱に明示されており、教員が臨地実習指導者および実習施設管理者に説明する。臨地実習指導者は実習内容の調整、学生が担当する対象者の選定、学生の実習における実践に関する助言・指導を担当し、対象者へのケアの責任と安全の保持、実習評価に対する情報提供と評価への参画を行う。教員は学生の健康管理、実習態度、倫理的姿勢と最新のエビデンスに基づく実践に対する基本的な知識の整理、記録による学習の省察の指導および、学生と指導者との関係調整をその役割とする。

1-10 成績評価体制及び単位認定方法

臨地実習の評価は、科目責任者が臨地実習指導者の意見、実習記録物、課題レポートの内容をもとに評価を数値化して評価点を決定し、合否を認定する。

評価基準：実習への取り組み（50%）、実習記録（30%）、レポート（20%）

成績評価：90点以上 A、80点以上 90点未満 B、70点以上 80点未満 C、60点以上 70点未満 D、60点未満 F

原則として期限までに未提出の記録物等がある場合は、成績評価の対象外とする。

なお、単位認定は大手前大学大学院学則に基づき判定する。

2. 助産実践科学分野の実習について

2-1 実習の目的

『助産実践科学分野』の実習は以下の3科目（計14単位）であり、実習の目的は以下のとおりである。これらの実習を履修することにより、助産学の基本的実践力を修得する【別添資料14】【別添資料18】。

① 地域助産実習（2単位）

本実習の目的は、助産所の開設者・管理職である指導助産師のケアの見学やケアの一部を指導のもとに実施する実習を通じ、地域における助産師の役割と、助産の対象者である多様性のある妊婦、産婦、褥婦とその家族の地域での生活を理解することである。また、助産所や地域での医療介入を要しない出産に立会い、助産の目標である「安産」の概念と、対象に密着し継続して実践される助産師の業を深く理解するための基本的姿勢を涵養する。その上で、助産師として自律するあり方を目指すためのモデルを内発的に構築する。

② 助産診断技術実習（6単位）

本実習の目的は、「助産診断技術学Ⅰ～Ⅲ」等の科目での学修に基づき、分娩介助および妊婦、新生児・褥婦に対する助産診断・技術を実践することである。対象者の同意と指導助産師の指導ならびに医師等の協力を得ながら、学生が助産過程を展開して実習を行う。短期継続した分娩介助事例中から数例の長期継続事例を選択し、狭義には分娩第1期から1か月間、広義には妊娠期から育児期まで、継続的にケアを実践する基本的能力を修得する。

③ 開業助産実習（6単位）

本実習の目的は、医療機関から地域まで日本において実践されている助産を、モデルとなる助産師からの助言を適時に得ながら、自ら模倣し実施する能力を修得する。本実習では地域包括ケアの中で医療連携を行っている開業助産所を中心に実習を行い、妊婦健康診査、正常分娩の分娩介助の管理、産後ケア等の一連の助産業務を学修する。また、学生が開業助産師の実践を自立した助産師のモデルとして模倣しつつ、その責務に相応する知識・技術・態

度を定着させるとともに、助産技術の根拠や成果を批判的に吟味する態度を涵養する。

これらの実習をもって、本研究科での『助産実践科学分野』の学修を統合し、助産師教育課程修了時に求められるコアコンピテンシーを修得する。実習を通じて、学生が自立した助産師（independent midwife）として自律的に助産実践を開発する能力を修得することを目指す。

2-2 実習先の確保の状況

上記の各実習目標に応じた施設の中で、以下の方針に基づいて実習先を確保している【別添資料 15】。

- ① 本研究科がある大阪大手前キャンパス（大阪府大阪市中央区）からの移動時間が1時間半以内程度である施設を都市型実習施設として確保し、地域性に特徴づけられた緊密な医療連携のある医療圏での実習を行う。
- ② 上記以外に、人口規模の小さい市町にある施設を地方型実習施設として確保し、医療資源の偏在などの課題がある医療圏での実習を行う。以下の表の医療法人碧会ヤナセクリニック（三重県津市）がこれに当たる。

実習施設は以下のとおりである。

地域助産実習	にじいろ助産院（大阪府大阪市淀川区十三東4丁目3-49） 橋本助産院（大阪府寝屋川市堀溝北町10-6） 毛利助産所（兵庫県神戸市東灘区御影石町4丁目13-3） しまざき助産院（兵庫県川西市黒川字寺垣内232） 小山助産所（兵庫県伊丹市西台1丁目3-5-207） 一般社団法人 大阪府助産師会（大阪府大阪市天王寺区細工谷1丁目1-5）
助産診断技術実習	地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪母子医療センター（大阪府和泉市室堂町840） 公立学校共済組合 近畿中央病院（兵庫県伊丹市車塚3丁目1） 姫路赤十字病院（兵庫県姫路市下手野1丁目12-1） 大森産婦人科医院（兵庫県高砂市伊保港町2丁目5-17）

	医療法人碧会 ヤナセクリニック（三重県津市乙部 5-3）
開業助産実習	姫路赤十字病院（兵庫県姫路市下手野 1 丁目 12-1） 大森産婦人科医院（兵庫県高砂市伊保港町 2 丁目 5-17） にじいろ助産院（大阪府大阪市淀川区十三東 4 丁目 3-49） 橋本助産院（大阪府寝屋川市堀溝北町 10-6） 毛利助産所（兵庫県神戸市東灘区御影石町 4 丁目 13-3） しまざき助産院（兵庫県川西市黒川字寺垣内 232）

2-3 実習先との契約内容

実習施設に所定の契約書や実習要綱が存在する場合は、内容を双方で検討の上、原則として実習施設の定めた様式に従う。実習施設と本研究科との実習契約書の内容は、以下の通りである。

- 実習委託の内容
- 実習の内容
- 契約期間
- 実習委託料
- 実習生の遵守義務
- 実習中の事故及び感染症対策
- 個人情報・機密情報の保護と対応
- 契約解除その他の条項

また、実習生としての遵守義務と実習中の健康管理の詳細を以下に示す。

① 実習生としての遵守義務

実習要綱の中に事故防止・感染症防御対策、個人情報保護に関するマニュアルを掲載し、学生、教員及び実習関係者に周知徹底する。実習で知りえた個人情報については、個人情報保護法に基づいて守秘義務を遵守しなければならないことを、オリエンテーションを通じて学生に認識させるとともに、学生は所定の条項を遵守する旨の誓約書を提出する。実習で知り得た個人情報や法人機密情報等を第三者に漏洩しない旨を明記した「個人情報保護に関する実習誓約書」を実習先に提出する。様式は本学国際看護学部書式に準ずる。また、学生は個人情報保護法を遵守することを記した誓約書を提出する。

② 実習中の健康管理

学生全員の定期健康診断を実施したうえで、実習前には実習先での感染症防止のために麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎の抗体検査、B型肝炎抗原・抗体検査、ツベルクリン検査（あるいはQFT検査）、胸部X線検査等を学生に対して実施する。抗体検査が陰性の場合には、当該学生にワクチン接種を指導し、接種後は証明書を提出させる。また、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチンについても接種を推奨する。

2-4 実習水準の確保の方策

① 実習調整会議

各臨地実習施設のうち大阪府助産師会と大阪母子医療センターは、既に複数の助産師養成課程の実習受け入れを行っており、年1回の実習調整会議が開催されている。本研究科もこの会議に開設後の令和5（2023）年度より参加する。また、その他の実習施設である病院、診療所、助産所においても複数の助産師養成課程の実習受け入れを行っているが、各施設独自の調整がおこなわれている。そのため、実習に関する要望の取りまとめや、新型コロナウイルスを含む感染症対応などについては、施設ごとの実習調整会議で協議をおこなう。

② 臨地実習委員会（助産師臨地実習小委員会）

本学国際看護学部では、全看護領域で構成する臨地実習委員会を組織しており、大手前大学全体で臨地実習を支援する組織としての明確な位置づけがなされている。そこで、従来の学部組織を活かして本研究科では、助産師臨地実習小委員会を組織する。臨地実習委員会では大手前大学内の実習調整を包括的に行えるようにするとともに、小委員会では『助産実践科学分野』の独自性を持った実習について検討する。

③ 実習要綱の配布

学生と臨地実習指導者に実習要綱を配布し、学生には事前に臨地実習の目的、目標、実習方法、実習内容、実習上の注意事項等を説明し、実習前より目的意識を持たせると同時に、事前学習の意味や必要性等について理解させ、準備体制を整えるように指導する。また、学生が何に基づいて行動しているかを、臨地実習指導者と共有する。学生は臨地実習中には、常に「実習要綱」を携帯し、内容を確認できるようにする。実習要綱は、実習施設ごとに必要な数を配置する【別添資料16】。

④ 実習配置

各実習施設の配置学生数は、施設の規模や分娩数等に応じて、学生が十分な学修機会が保てるように2～4名を基本とし、詳細は施設との相談のうえ決定する。複数名の学生を配置することによりピアサポートが期待できるほか、カンファレンス等で効果的な学習内容の共有やフィードバックが行える。学生配置は、学生の当該施設までの通学距離や時間とともに、学生の経歴、学修の準備状況、進路・就職先の希望などを総合的に考慮して決定する。

⑤ 実習指導体制

実習指導は、実習学生1グループに対して、原則1名の専任指導教員体制とする。専任指導教員は実習配置の計画を基に実習先に出向き、実習施設の臨地実習指導者と協力して学生の指導を行う。専任指導教員は責任をもって、臨地実習指導者と連携しながら、実習の内容と臨地の指導体制に応じた実習を展開する。

2-5 実習先との連携体制

実習施設の臨地実習指導者と本研究科の教育方針、実習の目的や目標を共有し、相互に密接な連携をとり、実習方法や内容、評価基準や方法および指導教員と臨地実習指導者との役割分担等について協議し、調整を行う。

実習を円滑に行うために、実習先との連携体制は以下のようにする。

① 実習指導者連絡会

『助産実践科学分野』の担当教員が検討した全体的な方針に基づき、各科目の実習前に各実習施設の臨地実習指導者と担当教員との間で、実習の目的、方法、指導方法、役割分担、具体的な実習の進め方等について確認する。

② 実習指導者研修会

各実習施設の臨地実習指導者と本研究科の教員を対象として、学生への教育効果、学生への対応方法、実習指導方法、情報システム、最新の臨床知見などに関する研修会を年に1回以上開催する。

2-6 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

① 感染予防対策

本研究科の学生には、実習前には実習先での感染症防止のために麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎の抗体検査、B型肝炎抗原・抗体検査、ツベルクリン検査(あるいはQFT検査)、胸部X線検査等を学生に対して実施する。抗体検査が陰性の場合には、当該学生にワクチン接種を指導し、接種後は証明書を提出させる。また、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチンについても接種を推奨する。

② 保険等の加入

実習で起こる可能性のある事故に備えて、実習中の接触感染(針刺し事故を含む)、院内感染、学生自身の傷害事故および第三者に対する賠償責任保証等を総合補償する補償制度(一般社団法人日本看護学校協議会共済会 WiLL)に加入させる。

③ 事故防止への対応

学生は被災、過失等に関わらず事故等にあった場合には、速やかに実習担当教員に報告し、指示を仰ぐ。実習担当教員が学生からの報告を受けた場合には、速やかに科目責任教員に報告し、科目責任教員は「事故・感染症等発生時の対応フローチャート」にしたがって、実習施設及び研究科関係者に連絡する。科目責任教員は事後の処置を円滑かつ適切に行えるよう関係者への連絡を行うとともに、再発防止策を講じる。また、学生及び実習担当教員は、当該事故について「実習中のインシデント振り返りシート①、②」を作成し、上記フローチャートに基づき書面で報告する。

④ 感染症が発症した場合の対応

学生が感染症を発症した場合は、実習施設関係者や他の学生等への感染を防止するため、上記フローチャートに基づいて対処し、同じ実習先で別の学生が実習している場合には、当該学生にも知らせる。感染症を発症した学生の実習を履修延期させる場合には、当該学生の学修を保障するために、別期間で実習を行う。

2-7 事前・事後における指導計画

① 実習前の指導計画

実習においては、対象者に不利益が生じないように、また、対象者の人権に配慮しつつ実習を進めるよう、実習の意味や目的等について事前の教育・指導を十分に行う。実習前オリエ

ンテーションを十分に行うとともに、各実習開始時には科目別実習計画を具体的に説明し、各自の実習に対する動機付けを明確にする。

② 実習後の指導計画

実習最終日には、臨地実習施設において実習報告会を開き、臨床指導者とともに、実習内容と学びや気づきを共有し、実習目的・目標に照らして実習の総括を行う。実習終了後には、それぞれの実習先における体験を発表する報告会を学内で実施し、学生同士で情報を共有することによって今後の学修に活かすものとする。

指導教員は、実習の記録物を用いて学生と個人面談を行い、実習内容を振り返り、次の実習に向けての指導を行う。個人情報保護の観点から、学生の記録物は電子的な記録媒体にパスワードを付けて保存し、実習後直ちに大学が回収する。また、紙面によるメモ類は実習記録作成が終了した時点で、学生がシュレッダー等で破棄処分することを厳重に指導する。

2-8 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

科目責任教員は、各実習施設に実習要綱を配布した上で、臨地実習指導者と連携し、実習の計画、実施、評価に責任をもつ。『助産実践科学分野』の担当教員全員は、学生の指導状況について共有し、臨地実習指導者にも学生の指導状況を十分に報告しながら、実習に支障がないよう行動する。また、配置されている教員が臨地実習施設を離れる場合には、必ず携帯電話を携帯し、不測の事態等の場合には速やかに対応する。実習日に担当する授業科目がある場合には、臨地実習指導者と十分に連絡を行い、連絡方法や対応等を事前に打ち合わせる【別添資料 17】。

2-9 実習施設における指導者の配置計画

実習施設には、実習指導者の資格を有するか、それと同等の能力があると認められる経験豊かな臨地実習指導者の配置を依頼し、教育の充実を図る。臨地実習指導者と教員の役割については、各実習の実習要綱に明示されており、教員が臨地実習指導者および実習施設管理者に説明する。臨地実習指導者は実習内容の調整、学生が担当する対象者の選定、学生の実習における実践に関する助言・指導を担当し、対象者へのケアの責任と安全の保持、実習評価に対する情報提供と評価への参画を行う。教員は学生の健康管理、実習態度、倫理的姿勢と最新のエビデンスに基づく実践に対する基本的な知識の整理、記録による学習の省察の

指導および、学生と指導者との関係調整をその役割とする。

2-10 成績評価体制及び単位認定方法

臨地実習の評価は、科目責任者が臨地実習指導者の意見、実習記録物、課題レポートの内容をもとに評価を数値化して評価点を決定し、合否を認定する。

評価基準：実習への取り組み（50%）、実習記録（30%）、レポート（20%）

成績評価：90点以上 A、80点以上90点未満 B、70点以上80点未満 C、60点以上70点未満 D、60点未満 F

原則として期限までに未提出の記録物等がある場合は、成績評価の対象外とする。

なお、単位認定は大手前大学大学院学則に基づき判定する。

コ. 取得可能な資格

本研究科の『公衆衛生看護実践科学分野』と『助産実践科学分野』では、修了要件を充足する所定の授業科目を修得することにより、それぞれ、保健師国家試験受験資格、助産師国家試験受験資格を取得することができるものとする。

国際看護学研究科看護学専攻において取得可能な資格

名称	資格区分	取得区分	備考
保健師国家試験 受験資格	国家資格	受験資格	公衆衛生看護実践科学分野を選択したものが所定の科目を修了すると、保健師国家試験受験資格を与えられる。
助産師国家試験 受験資格	国家資格	受験資格	助産実践科学分野を選択したものが所定の科目を修了すると、助産師国家試験受験資格を与えられる。

上記資格を取得するための教育課程を保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき体系的に整備しており、修了要件を充足する所定の授業科目を履修した場合に、それぞれの指定規則等で定められた教育内容を充たす教育課程としている。教育課程と指定規則との対比表は【別添資料19】のとおりである。

サ. 入学者選抜の概要

1. 基本方針

本研究科では、看護の専門的知識と技術を根幹に据えて、多様な人々が暮らすグローバル社会において、個人・集団・地域がもつ多様性に関心を持ち、高潔な倫理観と人権意識、使命感と高い志をもって包摂社会を希求し、エビデンスに基づいた看護の研究能力を修得し、多職種と協働しながら、対象のニーズに沿った看護の探求と新たな健康支援システムを創造し、全ての人々の健康と幸せに寄与する看護職のリーダーや看護管理職、教育研究者、看護系教員、看護系行政職等として活躍する人材を養成するため、主体的に自立して学問を探究する人を受け入れる。

2. アドミッション・ポリシー

国際看護学研究科看護学専攻のアドミッション・ポリシーを以下のように定める。

2-1 教育・研究目的

国際看護学研究科看護学専攻では、『看護実践科学分野』『公衆衛生看護実践科学分野』『助産実践科学分野』の3つの分野を基軸に、グローバル社会に暮らす個人・集団・地域がもつ多様性を包括的にとらえ、事象の分析力や客観性を培い、科学的思考をもって課題解決に取り組み、対象のニーズに沿った看護を探究する看護職、および時代によって変容する社会に対応できる公衆衛生看護学や助産学の知識・技術を有した保健師および助産師を養成することを目的とする。

2-2 人材養成の指針

国際看護学研究科看護学専攻では、グローバル社会に暮らす個人・集団・地域が有する多様な特性を理解・尊重し、そこに暮らす人々が、QOL（クオリティオブライフ）を維持しながら豊かで安寧な生活が送れるように、看護の理論と実践に基づいた課題解決能力を培

い、対象のニーズに沿った看護を探求し、人々の健康と看護学の発展に寄与する人材を養成する。また、時代や環境の変化に沿って変容する人々の健康課題について、主体的に多職種と連携・協働しながら、看護の専門性と科学の理論的思考をもって課題解決に取り組み、国内外における看護実践や教育・研究活動を継続させながら自己研鑽ができる人材の養成を目指す。

2-3 アドミッション・ポリシー

国際看護学研究科看護学専攻では、上記の目的を達成するために、以下のような人物を求める。

- ① 看護師免許取得者（見込みを含む）で、看護師としての基本的な知識や技術を有し、研究科での学修や研究のために必要な基礎的英語能力を有する者。
- ② グローバル社会に内在する多様な健康課題に高い関心を持ち、研究的視点によって看護を探求し、看護実践の向上に取り組む意欲のある者。
- ③ 看護実践に根差した研究能力を修得し、広く俯瞰的に物事を捉え、将来にわたって看護を探求する意欲のある者。
- ④ 看護職としての経験を通して、グローバル社会に対応した専門性のある看護実践能力の修得に意欲のある者。
- ⑤ グローバル社会に暮らす多様な人々への健康支援に強い関心を持ち、包摂社会の形成に向けて取り組む公衆衛生看護実践科学を学ぼうとする者。
- ⑥ グローバル社会に暮らす多様な女性や子どもの健康支援に加えて、国内外の母子保健の向上に強い関心を持ち、対象のニーズに寄り添った助産実践科学を学ぼうとする者。

3. 入試制度

上記のアドミッション・ポリシーに基づき、開設年度の入試制度は以下のとおりである。

3-1 一般選抜の出願資格

保健師助産師看護師法に規定する看護師の資格を取得（取得見込みを含む）し、大学院学

則第 19 条に示す、以下の①～⑨のいずれかに該当する者とする。なお、『助産実践科学分野』は女子のみ出願を可能とする。

- ① 大学を卒業した者
- ② 学校教育法第 104 条第 7 項の規程により学士の学位を授与された者
- ③ 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したものとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑥ 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ⑦ 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号—大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定）
- ⑧ 学校教育法第 102 条第 2 項の規程により大学院に入学した者であって、当該者を本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- ⑨ その他、本大学院において、個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者

3-2 社会人特別選抜の出願資格

社会人特別選抜に出願することができる者は、前記の一般選抜の①～⑨のいずれかに該当し、通算 2 年以上（出願時までの見込みを含む）の看護職としての実務経験を有する者とする。なお、『助産実践科学分野』は女子のみ出願を可能とする。

3-3 研究領域に関する事前相談

出願を希望する者は、出願に先立ち、必ず希望する専攻分野の指導教員と面談し、入学後の研究・教育（履修内容等）について事前に相談をすることとする。事前相談の際には入試

までに看護学領域の英語原著論文を読むように指導を行う。また、入学後は学术交流提携校からの短期留学生の研修プログラムの計画・立案・実施・評価のプロセスに加わり、国際看護研究所 (IGN) の共同研究や英語を用いた講義・演習に参加することを伝える。出願時には、入学後の研究について 1,600 字程度の「志望書」を提出することとする。

3-4 選抜方法および検定料

選抜方法は、一般選抜、社会人選抜ともに以下の内容で行う。英語試験は、看護学・保健学領域の英語論文を用いた長文読解問題とし、論文要旨の形式で 500 字以内の日本語でまとめる。入学試験問題は本研究科の英語が堪能な指導教員が作問と採点を行う。口頭試問は、「志望書」を用いて行う。なお、社会人選抜の口頭試問は臨床経験をもとにした研究課題を中心に行う。

募集人員	12 名	看護実践科学分野 4 名	公衆衛生看護実践科学分野 4 名	助産実践科学分野 4 名
	一般選抜	2 名	3 名	3 名
	社会人選抜	2 名	1 名	1 名

一般選抜・ 社会人選抜	科目	英語	小論文	口頭試問
	時間	80 分	80 分	20 分
	配点	50 点	100 点	50 点
	備考	英語辞典 1 冊持込可、 ただし電子辞書機器 類は持ち込み不可	専攻に関する出題テ ーマのうちから 1 つ を選択(800 字程度)	個人面接※
	入学検定料	30,000 円		

※出願時に提出した、入学後の研究について 1,600 字程度の「志望書」にもとづき質疑応答を行う。

シ. 教員組織の編制の考え方及び特色

1. 教員組織の編制の考え方

1-1 教員組織の編制

本研究科の教員組織は19名の専任教員からなり、博士の学位を有する教員13名(68.4%)を中心に、国内外での教育・研究経験以外に、看護職としての臨床経験も豊富な教授8名と医学を専門とする教授2名(医師)の計10名の教授(うち博士9名)、准教授4名(うち博士2名)、講師4名(うち博士2名)、助教1名により編制する。また、本研究科の「共通科目」、「専門科目」、「特別研究科目」では、各科目に関連した豊富な教育・研究実績を有し、学術交流協定校とも良好な関係性を構築している教授と准教授が中心となって教育や研究指導を担当し、研究理論と研究方法論を基盤として質の高い看護研究力と看護実践力を培う。

専門科目の『看護実践科学分野』には「基盤専門看護学領域」「生涯発達看護学領域」「国際地域看護学領域」の3つの科目群を配置し、それぞれの専門領域に関する教育、研究の豊かな経験と実績を有する教員が主要な科目を担当し、「特別研究科目」で研究指導を行う。

『公衆衛生看護実践科学分野』では、保健師免許と博士の学位を有し、地域の保健師としての実務経験が豊富な教員3名と保健師資格を持ち地域での実習や社会活動を行っている教員1名を配置し、指定規則に定める科目を担当する。さらに、公衆衛生看護における指導力の向上や政策提言にむけた看護実践力を涵養する科目を担当する教員も配置し、本研究科の設置目的に沿った教員組織となっている。

『助産実践科学分野』では、助産師免許と博士の学位を有し、関連科目に関する教育・研究の十分な実績があり、国内外での助産師としての活動実績がある教員6名を配置し、指定規則に定める科目を担当する。さらに、健康危機管理への対応や国際母子保健活動に活かせる高度な助産実践力を修得できる科目を担当する。

また、これからの看護学研究にとって必要な公衆衛生学、栄養学、医療人類学、デジタルサイエンスの教育のために、本学他学部の兼任教員を配置する。さらに、『公衆衛生看護実践科学分野』や『助産実践科学分野』には、経験豊富な実務者や学術研究者を兼任教員として配置する。

1-2 専任教員の年齢構成

専任教員19名についての研究科開設時(令和5(2023)年4月)の平均年齢は54.1歳、学年完成時の平均年齢は56.1歳である。開設を目指す令和5(2023)年度の19名の教員の年齢構成比は、40歳～49歳6名(31.6%)、50歳～59歳9名(47.3%)、60歳～69歳4名

(21.1%)であり、完成年度以降も本研究科の教育体制を継続的に維持、推進できる年齢構成としている。

本学教員の定年に関する規程は、【別添資料 20】に示すとおり大手前大学就業規則第 18 条において満 65 歳をもって定年退職するものとしている。ただし、大手前学園任期付教員任用規程【別添資料 21】を制定しており、学園の教授または准教授であった者で定年退職した教員、または 65 歳以上で本学の教授または准教授としての資格を有する者について、72 歳未満の者に限り特別任用教員（2 号教員）として任用することができる。また、満 72 歳未満で本学教授または准教授としての資格を有する者を特別待遇教員（3 号教員）として任用している。

本研究科完成時には、専任教員 4 名（21.1%）が満 65 歳を超えているが、大手前学園任期付教員任用規程に基づき、本研究科の完成年度までの雇用を機関決定している。

1-3 教育研究の継続性の担保

完成年度までの教員組織については、本研究科の完成年度時点で満 65 歳を超えている 4 名の退職時には、後任の教員を補充するとともに、次の方策にて教育研究の質を継続的に担保していく。

大手前大学は、学長の指揮のもと、本学国際看護学部開設前から教員の研究力と教育力の強化に着手しており、現時点では大学院の教員組織には含まれない国際看護学部の教員の資質向上を図り、大学院担当教員となるべくレベルアップを目指してきた。科学研究費等の研究助成金の獲得や研究成果の国内外での発表、博士学位取得などを大学の主導のもとで、個人および共同で積極的に取り組み、教育研究力の向上に努めている。また、研究力育成の観点では、看護学、保健学、医学等の領域で国内外での研究実績のある専任教員や海外での実務経験が豊富な教員が揃っており、多面的な視点からの次世代を担う研究者育成への助言や指導が可能である。これまでも教授や准教授は若手からの個別の研究相談を受け指導する以外に、国際看護研究を共同で実践し、計画的に国際的な研究活動にも取り組み、教育や研究水準の維持向上や国際的な研究活動の活性化の推進を図ってきた。

研究費については、大手前大学で従来から行われてきた個人研究費制度をさらに充実させることで積極的な研究活動を支援する。本研究科では科学研究費補助金など外部からの研究費についてもこれまでと同様に、全ての教員が申請をするように個人指導を実施する。

以上のような取り組みを実施することで、本研究科の教育、研究を完成年度以降も持続可能なものとする。

1-4 教員組織の将来構想

本研究科完成時には、専任教員4名が満65歳を超えているため、既に本学国際看護学研究科設置準備室において、完成年度を見据えた教員組織の将来構想に着手しており、設置計画で示した専任教員数や研究指導教員数を維持もしくは増加させる。教員組織の再編は学内昇任と新規教員採用となるが、本研究科では将来の教授・准教授候補である40代、50代の若手教員（講師・助教）を積極的に採用し、教育研究の実績がある教授職と共同で研究することを奨励し、実績のある教員の研究を若手教員が学ぶ機会を提供していく。また、全ての専任教員が博士の学位を取得し、十分な研究業績を積み上げて教授や准教授に昇任できるよう、大学勤務を行いながら大学院博士後期課程への進学を奨励している。さらに、教員の新規採用については、退職する教員の職位や専門分野、学内昇任の可能性等、研究科全体の教員構成を勘案しながら、公募等による採用計画を開設年度（令和5（2023）年度）から開始する計画である。

2. 教員組織の編制の特色

2-1 教員組織の編制の特色

本研究科の教員組織の特色として、海外での多様な経験を有する教員が多数存在する。海外の大学で学位を取得した教員、海外で看護師免許を取得し勤務経験のある教員、JICA母子保健専門家としてアフリカやアジアで現地人材育成や現任看護職への教育を行った教員、青年海外協力隊員の経験を有する教員が存在する。このように、本研究科は地球レベルでの健康課題や各国、各地域に適した健康課題と看護支援の特徴があることを理解し、各自の経験と情報を大学院教育の中でも十分に教示できる教員により組織されている。また、国際的な活動以外に、政策提言や職能団体の理事として長年の実績のある教員も配置し、本研究科の教育目標の一つである政策提言ができる看護専門職の養成をするための人材も確保できている。さらに、国際看護学部の教員ではカバーできない分野については、大手前大学内外の専門家の協力を仰いでいる。

2-2 教員の国際感覚、研究力向上への取り組み

グローバル社会に対応する教育を提供するためには、全教員が学生以上に多様性に対する順応性を持ち、言語や文化の違いを乗り越えていく努力をすることが必要である。加えて、こうした教育を行うためには、近隣の研究機関や医療機関との連携は重要であり、他施設の教職員とともに資質を向上させていく事が不可欠である。そのため大手前大学では、本学教員と他学教員や医療現場の専門職とが協働して国際感覚を磨くために、国際看護研究所 (IGN) において、国内外の教育機関や医療機関と連携して看護研究を展開している。

本研究所では以下に示す主に2つの国際共同研究と、多様な国際交流活動や定期的な年2回の学術誌発刊を行っており、本学教員の研究力の向上と英語力に加えて、グローバルコミュニケーション力を培っている。

① The Joanna Briggs Institute (JBI) Center of Excellence における活動

JBI 本部はオーストラリアのアデレード大学に設置されており、Cochrane Library 概念枠組みを看護学・助産学領域に用いた Systematic Review 研究センターである。JBI では看護場面における質の保証を図るために、よりよいケアに繋がるエビデンスについて研究している。本学の Center は世界中にある JBI センターのネットワークの一つとして位置づけられ、臨床現場の看護職との共同研究により、Comprehensive Systematic Review Training (以下、CSRT) によって推奨されたエビデンスを実際に臨床現場に取り入れ、その成果を検証する研究に取り組んでいる。この他、Systematic Review (SR) 研究活動と、次世代の研究者育成に向けた5日間の CSRT 研修等を行っている。

本研究所の運営を行っている教員のうちの2名は JBI における CSRT コースの指導者認定資格を取得し、年1回の5日間の CSRT 研修コースを日英の言語により実施しており、本研究科でも「国際看護研究特論」を英語で教授する。

② The International Learning Collaboration (ILC) 活動

ILC はアデレード大学看護学部長 Alison Kitson 教授が中心となり、欧米先進諸国を中心に、10年前より看護基礎理論を再構築するために編成された国際看護共同研究組織である。アジアの国々では、大手前大学国際看護学部が唯一、参画しており、ILC の提唱する基礎看護理論を検証する国際共同看護研究を実施している。年に1回、これらの活動を継続するために看護・保健分野に関連する国際会議や国際シンポジウムを開催しており、本学教員も2名から3名は毎年必ず参加し、Evidence Based Health Care に関する新しい知見と看護研究の方向性について学び、看護研究者としての専門性を高める土壌としている。

本研究科の教育においても、前述したこれらの国際研究活動を援用し、講義や看護研究の演習に取り入れ、常に新しい看護学探求の視点を教示していく。

ス. 施設・設備等の整備計画

1. 校地、運動場の整備計画

現在、本学は、大手前大学・大手前短期大学がある兵庫県西宮市のさくら夙川キャンパスと、大手前大学がある大阪大手前キャンパスの計 2 キャンパスを有している。国際看護学研究科の学生は入学から修了まで大阪府大阪市中央区の大阪大手前キャンパスで学ぶ。

大阪大手前キャンパスは、OsakaMetro 谷町線・京阪本線天満橋駅から徒歩 5 分に位置し、交通至便で大阪府庁などをはじめとする官庁街の中心に位置する。校舎の目前には緑につつまれた大阪城公園がひろがり、近隣には複数の大規模医療機関や教育機関も隣接しており、大阪市の中心部にもかかわらず看護教育を行う場所としてふさわしい環境である。校地面積は 2,462.3 m²あり、B 棟 1 階には、学生食堂である「L's Kitchen」を設け、令和 4（2022）年 3 月まで併設していた大手前栄養学院専門学校卒業生の栄養士・管理栄養士が考案し、カロリー計算もされた昼食メニューを提供する。また、A 棟 1 階コミュニティホールでは、コンビニエンスストアが営業しており、文具類・飲料・軽食を用意し、学生の利便性に配慮している。さらに、同キャンパスの B 棟 3 階にはキャンパス内共用運動施設として、フィットネスルーム（100.67 m²）を設置しており、週に 2～3 日、放課後の時間帯に体育教員やインストラクターを配置し、学生がフィットネス機器を安全に利用し、リフレッシュできるように開放している。令和 5（2023）年度以降、完成年度までに当該フロアを改修し、フィットネスルームは廃止する予定であるが、B 棟 6 階に体育館を兼ねた多目的ホール（439.63 m²）の設置を予定しており、フィットネスルームと同じく、キャンパス内共用運動施設としての使用を計画している。これらは全て国際看護学研究科の学生も利用可能である。

校地面積は、さくら夙川キャンパス 33,908.54 m²（大手前大学・大手前短期大学と共用）、大阪大手前キャンパス 2,462.3 m²（大手前大学と共用）であり、運動施設としての西宮総合グラウンド 20,609.47 m²（兵庫県西宮市、大手前大学・大手前短期大学と共用）を有し、本学全体では 56,980.31 m²となる。

大阪大手前キャンパスはいわゆる都市型キャンパスであり、近隣に運動場の確保が困難であるため、運動場は大阪大手前キャンパスには設けていない。しかし、国際看護学研究科にはスポーツ系科目についての開講予定は無く、身体を動かす必要がある場合は、校舎内の上記フィットネスルーム、体育館を兼ねた多目的ホールを利用するため教育への支障は生じない。大阪大手前キャンパスからさくら夙川キャンパスの近くに位置する運動場へ移動が必要な場合は、大学にてスクールバスを運行するなどして移動の便宜を図る（移動に要する時間は約 50 分）。なお、国際看護学研究科の講義では利用しないが、西宮総合グラウンドには、多目的グラウンド、テニスコート 5 面、弓道場、フィットネススタジオ、講義室および運動部部室などを整備している。

学生の休憩や交流、さらに憩いの場として自由に利用できる場所としては、上記の学生食堂である「L's Kitchen」に加え、主に国際看護学部が使用する校舎（大阪大手前キャンパス C 棟）と B 棟の間の空地、C 棟 3 階バルコニー部分がある。これらの場所にはテーブルセットを設置するなどして学生の憩いの場となるように整備している。

2. 校舎等施設の整備計画

校舎については、さくら夙川キャンパス 30,887.84 m²（大手前大学・大手前短期大学と共用）、大阪大手前キャンパス 11,628.76 m²（大手前大学と共用）であり、本学全体では 42,516.6 m²となる。

国際看護学研究科の学生が学ぶ大阪大手前キャンパスには設置の趣旨を踏まえ必要かつ十分な施設設備を整備する。具体的には、大阪大手前キャンパスでは、国際看護学部で使用している C 棟の全ての講義室、実習室の一部（母性・小児看護学実習室、精神・在宅看護学実習室）、図書館、研究室等を大手前大学の学部と共用とした上で、B 棟 5 階の一部を国際看護学研究科の専用とする。保健師および助産師養成施設として必要な教室や実習室を整備すると同時に、大学院として必要な教育実習機器類を充実させる。実習室については、主に既存の母性・小児看護学実習室、精神・在宅看護学実習室を大手前大学国際看護学部と共用し、B 棟 5 階に実習室 1 室を国際看護学研究科専用として新たに整備する。共用する実習室があるが、時間割をずらして開講するため問題は生じない【別添資料 22】【別添資料 23】。

また、大学院学生の自学自習は、研究指導を受けるにあたって極めて重要と考えており、学修や研究を集中して円滑に進められるように環境を整える。指導教員研究室でのスペースとは別に、文献調査や学術情報の入手に加えてグループ討議にも対応できるように、B 棟

5階に国際看護学研究科共同研究室（学生自習室）1室 103 m²を専用で確保する【別添資料24】。

講義室についても必要十分な数を整備している。全ての実習室・講義室において最新のICT教育に対応できるようWi-Fi設備等を整える。なお、必要な設備については、開設時から支障なく教育・研究を行うために完成年度までの間ではなく開設前年度に全て購入し整備することから、特段の支障はない。

また、学生ホール、図書館は大学との共用施設として利用する。専任教員研究室は、各自の研究と学生に対する教育・研究指導を行うにあたり十分な広さと設備を整備している。さらに、研究室外での学生と教員のコミュニケーションや学生同士の交流の場として、専任教員研究室そばに交流スペースを設けるとともに、講師控室のすぐそばにミーティングコーナーを設置し、専任教員のみならず非常勤講師とも学生がコミュニケーションをとりやすい環境づくりを行う。

3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学図書館はさくら夙川キャンパスのメディアライブラリーCELL（以下「CELL」という。）、大阪大手前キャンパスの大阪図書館（以下、「大阪館」という。）の2館から構成される。本学学生は所属キャンパスに関わらずいずれの図書館も自由に利用することができる。

CELLは主に大学人文科学系の3学部および短期大学の学生が使用する、学習と教育、研究機能を併せ持った、いわば本館である。大阪館は大学の健康栄養学部と国際看護学部の学生が利用している。蔵書構成も栄養学や看護学が中心であるが、大阪大手前キャンパスに国際看護学研究科が設置されることに伴い、大阪館には既設の看護学とその関連領域の蔵書に加えて、大学院教育に見合った蔵書が加わることになる。

CELLは面積3,299.21 m²、座席数265席。蔵書数は図書約34.1万冊、雑誌は約2,050タイトル、視聴覚資料約8,000タイトルで、リベラルアーツ教育を反映して所蔵分野に顕著な偏りはないものの、開学以来の教育・研究分野の実績を反映して歴史、美術、英語・英文学分野などが多い。このうち、さくら夙川キャンパス内の史学研究所の図書室に歴史、特に考古、発掘調査報告書を中心に約4.5万冊の図書を分置している。

大阪大手前キャンパスは、機能的で落ち着いた雰囲気の中、自分のスタイルで学びを進める空間となっている。大阪館は大手前大学と国際看護学研究科が共用する図書館であり、その面積は321.31 m²、座席数83席で、蔵書数は図書約1.7万冊、雑誌約55タイトル、視聴覚資料約660タイトルを所蔵している。これまでの蔵書の具体的内容は、栄養学、生

化学、食品学など大手前大学健康栄養学部の学生が利用する食と健康・栄養に関する資料、そして大手前大学国際看護学部の学生が利用する看護学とその関連領域に関するものが中心であった。このたびの国際看護学研究科設置に際して看護学や国際保健学関係の図書を更に整備・充実させる。

2館の所蔵資料はOPAC（Online Public Access Catalog）に登録しており、予約や貸出延長、他キャンパスからの取寄せ依頼などのWebサービスも利用できる。資料取り寄せは搬送ルートを確認し、どちらの図書館からでも希望する資料が迅速に入手できるよう整備済みである。

来館せずとも両キャンパス内から、また学外からもアクセス可能な電子資源については、データベース15種、電子ジャーナル約11,000タイトルを整備し、人文科学、社会科学、医療・看護学分野の情報入手に供している。とくに看護学関連では、医中誌Web、最新看護索引Web、メディカルオンラインなどの国内誌のほか、Cochrane Library やCINAHL Plus with Full Text など海外の文献を検索、入手できる仕組みを整えている。

また、本学図書館では図書館ガイダンスや授業支援など利用教育の充実に力を注ぎ、学習支援面を強化している。学部や専攻の特性にあわせて行うこれらのサービスは学生や教員から十分な信頼を得て高く評価され、図書館利用の活発化を呈している。

他大学図書館との連携についてはすでに、国立情報学研究所の目録所在情報サービス（NACSIS-ILL）、OCLC World Share Interlibrary Loan（WS-ILL）、私立大学図書館協会や兵庫県大学図書館協議会などに加盟して、全国ならびに海外の大学図書館や各研究機関などとの相互協力を行っている。今後もオンライン・オフラインともにそれらの関係を保ち、さらには看護学や医学、コメディカルなどに関する教育・研究を行う他大学や研究所などの図書館とも連携をはかり、本学図書館のサービスに最新の動向を反映させていく方針である。

以上のように、閲覧室、閲覧席数、レファレンスに関するハード・ソフト面のサービスや提供する資料の検索手法などについては2館とも適切に機能している。

図書館資料の整備については、国際看護学研究科のカリキュラムや育成する人材像に合わせて大阪館に整備する計画である。大阪館はすでに管理栄養士および看護師養成のために栄養学、看護学、基礎医学に関する図書や学術雑誌、視聴覚資料を所蔵しているところであるが、さらにこれらの分野の精選した図書を追加することで一層の充実を図る。国際看護学研究科の設置に伴い、看護学・助産学・保健学分野における学修に必要となるより高度な専門図書について、新刊書を中心に図書855冊、学術雑誌29タイトルおよび視聴覚資料40

点を購入する予定である。既に整備している学術雑誌を含む学術雑誌の明細は別添資料にて示すとおりである。従来から大阪館が所蔵する図書と新たに購入する図書により、大学院の教育研究を行う上で十分な図書を体系的に整備し、学生がグローバル化する社会で活躍できる研究力と実践力を養うことができるように学習環境を確保する【別添資料 25】。

なお、資料の拡充については、国際看護学研究科開設時にとどまらず、常に担当教員ときめ細かに連携をとりながら、学年進行および時勢に応じて、教育および研究に資する資料を幅広く収集していく方針である。特にデータベースや電子ジャーナル、電子書籍などインターネットを介した資料は利便性が高いため、看護学、医学、保健衛生学などの分野の整備を計画している。

セ. 管理運営

本学の大学院の管理運営については、大手前大学大学院学則第 38 条に基づき、大学院に研究科委員会を置き、第 39 条に基づく教学運営評議会（学長が議長であり研究科長が構成員）で行う。

1. 研究科委員会

研究科委員会は大手前大学大学院研究科委員会規程第 3 条に基づき、研究科長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議のうえ意見を述べるものとする。

- ① 研究科委員会の構成員に関する事項
- ② 大学院教員、博士前期課程指導教員または修士課程指導教員及び博士後期課程指導教員の審査に関する事項
- ③ 修士学位及び博士学位の審査に関する事項
- ④ 研究科の教育課程及び授業担当者に関する事項
- ⑤ 学生の入学及び課程の修了等学籍に関する事項
- ⑥ 学生の資格認定及び身分に関する事項
- ⑦ 学生の賞罰に関する事項
- ⑧ その他研究科に関する事項

研究科委員会は、研究科長及び大学院科目担当の専任教員をもって構成し、研究科長が必要と認めた本学の教員を加えることができる。毎月 1 回の開催を定例とし、研究科長が招集し、その議長になる【別添資料 26】。

事務体制は国際看護学研究科が設置される大手前大学大阪大手前キャンパス教務課が担当し、国際看護学部と国際看護学研究科が一体となった体制である。既存の研究科においても同様の事務体制をとっており、事務処理には専任職員に加えて、必要に応じて契約職員やアルバイト職員、派遣社員を配置して大学院の事務業務を遺漏なく遂行する。

2. 教学運営評議会

教学運営評議会は大手前大学大学院学則第 39 条 4 項に基づき、次にあげる事項を決議する。

- ① 大学（大学院を含む。以下同じ。）の重要な制度及び規則の制定、改廃に関する事項
- ② 大学の重要な施設の設置廃止に関する事項
- ③ 大学及び教員の人事に関する事項
- ④ 学部、通信教育部及び研究科の教育課程に関する事項
- ⑤ 大学の将来計画に関する事項
- ⑥ 大学評価及び自己点検評価に関する事項
- ⑦ 各学部その他の連絡調整に関する事項
- ⑧ その他大学全般の運営に関する事項

教学運営評議会は大手前大学大学院学則第 39 条 2 項に基づき、学長、副学長、学部長、大学院研究科長、図書館長、教務部長、学生部長、アドミッションズオフィス部長、キャリアセンター部長、通信教育部長及び学長が指名する教員若干名をもって構成する。毎月 1 回の開催を定例とし、学長が招集し、その議長になる【別添資料 27】。

ソ. 自己点検・評価

1. 自己点検・評価の目的

本学は、大手前大学学則第1章総則の第1条（目的）において、「本学は、建学の精神である“STUDY FOR LIFE（生涯にわたる、人生のための学び）”に基づき、豊かな教養と専門的学術、旺盛な自己開発精神、優れた国際感覚及び問題解決能力を備えた人材を育成し、地域の教育・研究及び生涯学習の中心として、地域社会・国際社会に貢献することを目的とする。」と定め、第2条（自己評価）において「前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動などの状況について自ら点検及び評価を行うものとする。」と定めている。

本学は、平成6（1994）年度に「現状と課題-自己点検・評価委員会報告書-1994」を、平成11（1999）年度に「自己点検・評価報告書(第2輯)-学生による授業アンケート結果とその考察-1999」を発行後、毎年自己点検評価活動の報告書として「学生による授業評価アンケートの考察」を作成し、自己点検・評価について組織的に取り組んでいる。

平成17（2005）年度および平成19（2007）年度には「自己点検・評価報告書」を発行、公表した。平成21（2009）年度には自己点検・評価報告書を作成するとともに、財団法人日本高等教育評価機構による認証評価を受審し、平成22（2010）年3月24日付けで、同機構が定める評価基準を全て満たしているとの認定を受けた。その後、平成23（2011）年度には教学面を重視した報告書を作成し、平成25（2013）年度にも自己点検・評価報告書を作成した。また、平成27（2015）年度に公益財団法人日本高等教育評価機構にて大学機関別認証評価を受審し、平成28（2016）年3月8日付で同機構が定める大学評価基準に適合しているとの認定を受けた。平成29（2017）年度および令和2（2020）年度にも自己点検評価書を作成し、本学 Web サイト上で公表している。令和4（2022）年度には公益財団法人日本高等教育評価機構にて3回目の認証評価を受審予定である。

2. 実施方法

本学は公益財団法人日本高等教育評価機構の評価項目および評価基準に則り自己点検評価書を作成している。評価書作成の準備段階として自己点検・評価委員会の事務担当組織である総合企画室が大学の基礎データを収集・分析し、その分析情報をもとに詳細のデータと根拠資料を収集・分析し、共有して自己点検・評価委員会が評価書を作成している。評価書の結果は大学内外に公表している。

3. 実施体制

本学は「大手前大学自己点検・評価委員会規程」【別添資料28】において、委員会の業務

として学校教育法第 109 条第 1 項に定める点検および評価に関すること、また同第 2 項に定める認証評価に関することを業務と定め、同委員会が自己点検・評価活動を行っている。また、委員会内に具体的な業務を分担させるために、基本理念部会、教育部会、研究部会、学生支援部会、社会連携部会、管理運営部会、通信教育部会、国際交流部会を設置して、自己点検・評価ならびに認証評価受審に対応した全学的な組織を構築して、適切な自己点検・評価活動を行っている。

加えて、各部会には必要に応じて専門委員会を設置することを可能にし、本学の特色を生かしたテーマについては専門委員会を設置して、該当部会の補助的サポート的役割を担い本部会の活動に寄与することとしている。大手前大学自己点検・評価実施体制は【別添資料 29】のとおりであり、毎年年度当初の第 1 回委員会にて体制を確認している。

4. 評価結果の活用・公表及び評価項目

平成 27（2015）年度に作成した自己点検評価書および公益財団法人日本高等教育評価機構による認証評価報告書は、学内関係者および学外関係団体などにも配布するとともに、本学 Web サイト上でも公開し社会へ公表している。また、平成 29（2017）年度に作成した教学面に特化した自己点検評価書、令和 2（2020）年度に作成した自己点検評価書も本学 Web サイト上で公表している。

自己点検・評価の結果を踏まえ、平成 28（2016）年度には、4 年間の中期計画を策定した。令和 2（2020）年度には新たに 6 年間の中長期計画を策定し、本学 Web サイト上で公表しており、毎年計画の進捗確認と見直しを行っている。中長期計画に則って毎年各委員会、学部の方針・目標と計画を立てている。その計画に従い実施策についての ACTION PLAN とその評価のシステムを整えて実施し評価を行っている。この評価に基づき改善案を策定・実施し、効果の検証評価を行う PDCA サイクルの仕組みを確立している。

本学は、前述の実施方法に記載の通り、公益財団法人日本高等教育評価機構の評価項目および評価基準に則り自己点検評価書を作成している。なお、評価項目については、以下の通りである。

- ・ 建学の精神・大学の基本理念に関すること
- ・ 使命・目的等に関すること
- ・ 学生に関すること
- ・ 教育課程に関すること

- ・教員・職員に関すること
- ・経営・管理と財務に関すること
- ・内部質保証に関すること
- ・国際交流と社会連携（地域社会と国際社会への貢献）に関すること
- ・人格形成と問題解決能力の養成（リベラルアーツ教育）に関すること
- ・生涯学習の提供（リカレント教育）に関すること

評価機関による認証評価 評価報告書

https://www.otemae.ac.jp/files/about/ninsho_hyoka.pdf

自己点検評価書

<https://www.otemae.ac.jp/files/about/r2hyouka.pdf>

タ．情報の公表

1．基本方針

本学は、「公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たし、教育・研究の質を一層向上させるため、法令遵守のもと人権と情報セキュリティに配慮したうえで、適切な情報公開を行う。」ことを理念とし、教育情報および学園の事業報告・財務情報等について適切に公表している。

公表は、本学 Web サイトの所定のページ(<https://www.otemae.ac.jp/about/info.html>)で行うとともに、平成 26 (2014) 年度から公表されている大学ポートレート（私学版）についても機関決定のうえ適切な情報を広く提供している。

2．公表の内容

2－1 大学の教育研究上の目的に関すること

自己点検評価書

<https://www.otemae.ac.jp/files/about/r2hyouka.pdf>

【大学】 大手前大学学則（第 3 条の 3）

https://www.otemae.ac.jp/files/about/2021_gakusoku_daigaku.pdf

【通信】 大手前大学通信教育部規程（第 4 条）

https://www.otemae.ac.jp/files/about/2021_tsushinkitei.pdf

【大学院】 大手前大学大学院学則（第 3 条の 2）

https://www.otemae.ac.jp/files/about/2021_gakusoku_daigakuin.pdf

2 - 2 教育研究上の基本組織に関すること

【大学】 自己点検評価書

<https://www.otemae.ac.jp/files/about/r2hyouka.pdf>

【通信】 大手前大学通信教育部規程

https://www.otemae.ac.jp/files/about/2021_tsushinkitei.pdf

【大学院】 自己点検評価書

<https://www.otemae.ac.jp/files/about/r2hyouka.pdf>

組織図

<https://www.otemae.ac.jp/about/organization.html>

2 - 3 教員組織，教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

【大学】 研究者業績検索システム

<https://kg.otemae.ac.jp/gyoseki/japanese/index.html>

【大学】 教員紹介

<https://www.otemae.ac.jp/professor/>

【大学】 学術機関リポジトリ

<https://www.otemae.ac.jp/institution/research/>

【通信】 教員紹介

<https://www.otemae.ac.jp/professor/>

【大学院】 研究者業績検索システム

<https://kg.otemae.ac.jp/gyoseki/japanese/index.html>

【大学院】 教員紹介

<https://www.otemae.ac.jp/professor/>

2-4 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

【大学】 アドミッション・ポリシー

<https://www.otemae.ac.jp/about/policy.html>

【学部】 アドミッション・ポリシー

<https://www.otemae.ac.jp/about/policy.html>

【大学】 教育情報の公表について

https://www.otemae.ac.jp/files/about/2021_daigaku_kyouiku.pdf

https://www.otemae.ac.jp/files/about/2021_daigaku_naiyou.pdf

【大学】 就職実績

<https://www.otemae.ac.jp/career/result.html>

【通信】 アドミッション・ポリシー

https://dec.otemae.ac.jp/about/basic_policy.html

【通信】 教育情報の公表について

https://www.otemae.ac.jp/files/about/2021_daigaku_kyouiku.pdf

https://www.otemae.ac.jp/files/about/2021_daigaku_naiyou.pdf

【大学院】 アドミッション・ポリシー

<https://www.otemae.ac.jp/faculty/grad/culture/policy.html>

2-5 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

【大学】 教学運営の方針 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

<https://www.otemae.ac.jp/about/policy.html>

【学部】 教学運営の方針 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

<https://www.otemae.ac.jp/about/policy.html>

【大学】 大手前大学シラバス検索システム

<http://sb.otemae.ac.jp/syllabus/SyllabusSearch.aspx>

【通信】 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

https://dec.otemae.ac.jp/about/basic_policy.html

【通信】 シラバス

<https://dec.otemae.ac.jp/curriculum/syllabus.html>

【大学院】教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

<https://www.otemae.ac.jp/faculty/grad/culture/policy.html>

2-6 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事

【大学】自己点検評価書

<https://www.otemae.ac.jp/files/about/r2hyouka.pdf>

【大学】学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

<https://www.otemae.ac.jp/about/policy.html>

【学部】学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

<https://www.otemae.ac.jp/about/policy.html>

【通信】学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

https://dec.otemae.ac.jp/about/basic_policy.html

【大学院】自己点検評価書

<https://www.otemae.ac.jp/files/about/r2hyouka.pdf>

【大学院】学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

修士論文審査基準、修士論文審査体制および審査手続き

博士論文審査基準、博士論文審査体制および審査手続き

<https://www.otemae.ac.jp/faculty/grad/culture/policy.html>

2-7 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事

【大学】キャンパスマップ

さくら夙川キャンパス内施設

<https://www.otemae.ac.jp/about/campus/sakura.html>

大阪大手前キャンパス内施設

<https://www.otemae.ac.jp/about/campus/osakaotemae.html>

【大学】図書館

<http://library.otemae.ac.jp/>

教育施設（研究所含む）

<https://www.otemae.ac.jp/institution/education/>

【通信】 キャンパス案内

<https://dec.otemae.ac.jp/campus/>

【大学院】 キャンパスマップ

さくら夙川キャンパス内施設

<https://www.otemae.ac.jp/about/campus/sakura.html>

大阪大手前キャンパス内施設

<https://www.otemae.ac.jp/about/campus/osakaotemae.html>

【大学院】 図書館

<http://library.otemae.ac.jp/>

【大学院】 教育施設

<https://www.otemae.ac.jp/institution/education/>

情報環境

<https://www.otemae.ac.jp/institution/education/it.html>

【大学】 耐震化率

<https://www.otemae.ac.jp/files/about/taishin.pdf>

2-8 授業料，入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

【大学】 学費・学費に関する注意事項

<https://www.otemae.ac.jp/campuslife/gakuhi/nounyu.html>

【大学】 学生寮

<https://www.otemae.ac.jp/campuslife/support/dormitory.html>

【大学】 各種証明書

<https://www.otemae.ac.jp/campuslife/shinsei/syoumei.html>

【通信】 学費

<https://dec.otemae.ac.jp/admission/tuition.html>

【大学院】 学費

https://www.otemae.ac.jp/faculty/grad/guide/daigakuin_nyushi01.html

https://www.otemae.ac.jp/faculty/grad/guide/daigakuin_nyushi02.html

2-9 大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する こと

【大学】 在学生の方へ

<https://www.otemae.ac.jp/stakeholder/students/>

【大学】 就職支援について

<https://www.otemae.ac.jp/career/employment/>

【大学】 学生相談（健康相談含む）

<https://www.otemae.ac.jp/campuslife/support/advise.html>

【通信】 サポートスタッフ

<https://dec.otemae.ac.jp/support/staff.html>

【通信】 オンライン・キャリアサポート

<https://dec.otemae.ac.jp/support/career.html>

【大学院】 在学生の方へ

<https://www.otemae.ac.jp/stakeholder/students/>

【大学院】 就職支援について

<https://www.otemae.ac.jp/career/employment/>

【大学院】 学生相談（健康相談含む）

<https://www.otemae.ac.jp/campuslife/support/advise.html>

就職・キャリア支援、資格サポート

<https://www.otemae.ac.jp/career/>

留学・国際交流支援

<https://www.otemae.ac.jp/international/>

2-10 その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等）

教育情報の公表

https://www.otemae.ac.jp/files/about/2021_daigaku_kyouiku.pdf

https://www.otemae.ac.jp/files/about/2021_daigaku_naiyou.pdf

評価機関による認証評価 評価報告書

https://www.otemae.ac.jp/files/about/ninsho_hyoka.pdf

自己点検評価書

<https://www.otemae.ac.jp/files/about/h27hyouka.pdf>

<https://www.otemae.ac.jp/files/about/h29hyouka.pdf>

<https://www.otemae.ac.jp/files/about/r2hyouka.pdf>

改善報告書の公表

<https://www.otemae.ac.jp/files/about/h29kaizen.pdf>

公的研究費の取扱について

- ・ 学校法人大手前学園における学術研究倫理に関するガイドライン

<https://www.otemae.ac.jp/files/about/OtemaeKenkyuGuideline2015.pdf>

- ・ 公的研究費等の取扱に関する規程

https://www.otemae.ac.jp/files/about/OtemaeKennkyuhi_Kitei.pdf

- ・ 研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程

https://www.otemae.ac.jp/files/about/OtemaeKenkyuHuseiboshi_Kitei2018.pdf

- ・ 大手前大学における公的研究費の不正防止計画

https://www.otemae.ac.jp/files/about/OtemaeKenkyuhGuideline_Keikaku2018.pdf

- ・ 研究活動上の不正行為に係る調査委員会規程

https://www.otemae.ac.jp/files/about/OtemaeKenkyuHuseilinkai_Kitei2020.pdf

- ・ 学校法人大手前学園における公的研究費の管理・監査のガイドライン及び研究活動に係る不正行為への対応及び相談・通報窓口

https://www.otemae.ac.jp/files/about/OtemaeKenkyuhGuideline_Taio.pdf

【大学】 大手前大学学則

https://www.otemae.ac.jp/files/about/2021_gakusoku_daigaku.pdf

【通信】 大手前大学通信教育部規程

https://www.otemae.ac.jp/files/about/2021_tsushinkitei.pdf

【大学院】 大手前大学大学院学則

https://www.otemae.ac.jp/files/about/2021_gakusoku_daigakuin.pdf

教職課程に関する情報公開

https://www.otemae.ac.jp/about/info_disclosure.html

高等教育の修学支援に関する確認申請書等

https://www.otemae.ac.jp/about/info_higher-education.html

設置認可申請書

- ・ 健康栄養学部 管理栄養学科（平成 28 年 4 月開設）

https://www.otemae.ac.jp/about/info_approval.html

- ・ 国際看護学部 看護学科（平成 31 年 4 月開設）

https://www.otemae.ac.jp/about/info_approval-nurse.html

学則変更届出書

- ・総合文化学部、メディア・芸術学部、現代社会学部 収容定員関係学則変更
(平成 28 年 4 月)

https://www.otemae.ac.jp/about/info_fixed_number.html

履行状況報告書

- ・健康栄養学部 管理栄養学科 (平成 28 年 4 月開設)

https://www.otemae.ac.jp/about/info_report.html

- ・国際看護学部 看護学科 (平成 31 年 4 月開設)

https://www.otemae.ac.jp/about/info_report_nurce.html

動物実験等に関する情報

【大学】動物実験規程

https://www.otemae.ac.jp/files/about/2019_daigaku_doubutsu.pdf

【大学】平成 30 年度 動物実験に関する自己点検・評価報告書

https://www.otemae.ac.jp/files/about/2018_daigaku_doubutsu_report.pdf

事業報告・財務情報等

<https://gakuen.otemae.ac.jp/about/disclosure.html>

大学ポータル (私学版)

<https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000526401000.html>

チ. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

1. 全学的ファカルティ・ディベロップメント (Faculty Development, FD)

大手前大学の全学的な FD 活動については、大手前大学の教育及び研究に関する教職員の能力向上を全学的に推進することを目的に設置された大手前大学 FD 委員会において、研修内容を決定し実施している。講義内容や講義方法の工夫や改善を図るために、学生の授業評価、教員相互の授業見学、FD 委員会主催の講演会等を開催している。本研究科におい

でも、大手前大学で従来行われてきた方法を踏襲し、さらに研究科に必要な項目を加えて実施する。

学生の授業評価では、個々の教員の教育力の向上を目的として、学部で開講されている全開講科目について学生への授業アンケートを行っている。アンケート結果は講義終了後に、学生からの授業評価とコメントとして各教員にフィードバックしている。学生からのフィードバックを受けた教員はアンケート結果を検討し、次年度からの教育方法を改善するための取り組みとして、学内 Web 上でコメントの公表を行っている。

また、年に 1 回、定期的に教員相互の授業見学を行い、講義内容や教授方法についての評価を行い、教育力の向上を図っている。本研究科でも、特に教員相互の授業見学を重視しており、定期的に年に 1 回実施し、教育上の課題や改善点を研究科全体の課題として研究科委員会で検討し、全教員の教育内容の改善を目指している。

全学的な FD 講演会では、教員の教育や研究能力の向上を目指し、最新の教育情報や IT を利用した講義展開、学生へのサポートに関する他大学の実践状況に関する講義や研修会を実施している。

2. 国際看護学部での既存の FD

国際看護学部では学部独自に学外講師を招聘した FD を年に 3 回実施し、最新の看護教育や臨床指導の在り方など、看護教育上の課題解決に向けた講演会を開催している。さらに、研究力を向上させる取り組みとして、本学に設置している国際看護研究所主催で JBI の SR 研修を国際看護学部の全教員を対象に実施している。これらの FD は本研究科でも活用する。

3. 国際看護学研究科としての FD

本研究科における FD としては、学生による各科目についての授業評価、教員相互の授業見学、FD 講演会などを、学部 FD と調整をしながら重複しないように実施する。また、研究科独自の国際看護研究や多様性探求に関する研究等の FD も開催し、本研究科の教育理念に沿った教育への理解が全教員で統一できるように取り組む。特に、学術交流協定締結校との国際的な看護研究や院生のフィールド調査を通じた相互の国際交流を深め、研究力のみならず国際感覚も修得する機会を設ける。

具体的な実施方法としては、以下に示す。

- ① 大手前大学 FD 委員会が開催する FD で、基本的な研究、教育、学生指導に関する情報交換を行い、学生への適切な教育や指導に繋げる。
- ② 本研究科を担当する教員は、学部教育との兼務である。よって、学部 FD との共通の講演や研修会を年に 2 回開催し、学部や研究科全体の FD とする。
- ③ 学術交流協定締結校を含む国内外の機関で働く研究者や有識者を招聘した研修会を開催する。

4. 全学的スタッフ・ディベロップメント (Staff Development, SD)

職員研修の実施方針および計画を全学的かつ実効性あるものにしていくために、法人本部総務部を事務局とする「SD 委員会」を設置して計画的かつ組織的な取り組みを行い、これまでの事務処理の迅速化や効率化だけではなく、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るとともに、職員に必要な知識および技能を習得させる取り組みを行っている。また、各自の自己啓発を促進するため、旧来の事務組織の業務自体を見直して、大学が組織として職員に命じる仕事と本人が意欲的にやりたいことを合わせていくことも検討していく。

本学の SD 委員会の基本的な考え方は以下のとおりである。

- ① 教職協働を前提として教員および職員双方の資質向上を図る。
- ② 職員自身のキャリアアップおよび大学運営に関する自発的・積極的な提案や行動を喚起し、継続的な成長を促す。
- ③ 積極的に外部研修に派遣し、大学院入学等の専門機関での学習を支援することを継続し、それを評価する。